

第2次佐呂間町一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

生活排水処理基本計画

令和7年3月

北海道 佐呂間町

第1章 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
4	計画の範囲	2

第2章 地域の概況

1	地理的、地形的特性	3
2	気候的特性	3
3	人口、世帯数	4
4	産業	5
5	土地利用	5
6	将来計画	5

第3章 ごみ処理基本計画

1	ごみ処理の沿革	7
2	ごみ発生量の推移及びごみの性状	8
	(1) 分別区分	8
	(2) 種類別排出量	9
	(3) ごみの性状	9
3	ごみの減量化・再生利用の実績	11
	(1) ごみステーション設置に対する助成	11
	(2) 住民説明会の開催	11
	(3) 資源物分別収集及び拠点回収の推進	11
4	ごみ処理の実績	12
	(1) ごみ処理フロー	12
	(2) 収集運搬の現状	13
	(3) ごみの排出方法と有料化の現状	14
5	ごみ処理の体制	17
	(1) ごみ処理に関する管理・運営体制	17
	(2) 中間処理の現状	17
	(3) 最終処分の現状	20
	(4) ごみ処理に要する費用	22
6	国、道の動向等	22
	(1) 国の減量化目標	22
	(2) 北海道の動向	23
7	ごみ処理の問題・課題の抽出	24
	(1) ごみ排出量の削減に向けた取組の推進	24
	(2) リサイクル率向上のための取組の推進	25
	(3) 収集・運搬体制の維持及び効率化	25
	(4) 中間処理施設及び最終処分場の適正管理と計画的な整備	25
8	基本方針及び減量化目標の設定	26

(1) 基本方針	26
(2) ごみ量の見通し	26
(3) 減量化目標の設定	28
9 ごみ排出抑制のための方策	29
(1) 行政の役割	30
(2) 住民の役割	30
(3) 事業者の役割	31
10 分別収集計画	32
(1) ごみ分別区分	32
(2) 容器包装廃棄物等	34
11 ごみの適正処理計画	34
(1) 収集運搬計画	34
(2) 中間処理計画	35
(3) 再生利用計画	36
(4) 最終処分計画	36
(5) 適正処理困難物等	37
(6) 災害廃棄物	37
(7) 不法投棄防止対策	37
第4章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水の排出状況の把握	38
(1) 生活排水処理の体系	38
(2) 放流先公共水域の概況	38
(3) 浄化槽設置状況の整理	40
(4) 公共下水道整備状況の整理	40
(5) 処理形態別人口の実績整理	42
(6) 生活排水処理に関する評価と課題	43
2 基本方針の設定	44
(1) 基本方針の設定	44
(2) 計画の対象区域の設定	44
(3) 生活排水の処理主体	44
3 生活排水の処理計画	45
(1) 集合処理する区域及び個別処理する区域	45
(2) 事業手法の検討	46
(3) 生活排水の処理計画	46
4 し尿・汚泥の処理計画	49
(1) し尿・汚泥の処理の概要	49
(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理実績	49
(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	50
5 啓蒙活動	50

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本町では、平成24年度に佐呂間町一般廃棄物処理基本計画〈ごみ処理基本計画〉、佐呂間町生活排水処理基本計画を策定し、目標数値の達成に向けて各種施策を推進してきました。

本計画は、本町における一般廃棄物の循環型処理を目標とし、ごみの排出抑制、再生利用、生活排水等の適正処理の推進を図るため、長期的かつ総合的な視野に立って、今後の基本的な方針を明らかにするものです。

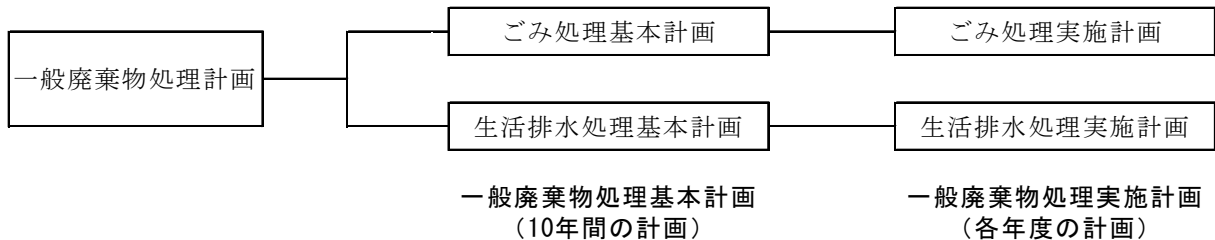
2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成される長期計画です。

本町内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものであり、上位計画である「佐呂間町総合計画」に即するとともに、長期的視点に立った本町の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）となるものです。

また、計画策定にあたっては、国及び北海道が定める各種関連計画等との整合に十分配慮するものとします。

表 1-2-1 本計画の法律上の位置づけ



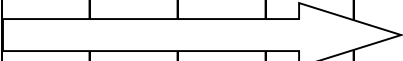
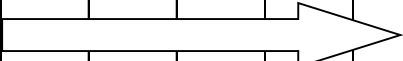
3 計画期間

一般廃棄物処理基本計画は、国が定める「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）及び「廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日衛環第200号）により、目標年次を概ね10～15年先におくこと、また、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとされています。

本計画においてはこの策定指針に基づき、計画策定年度である令和7年度を初年度とし、5年後の令和11年度を中間目標年度、10年後の令和16年度を計画目標年度とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとし、Plan（計画策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、見直し、評価を行うよう努めます。

表 1-3-1 計画期間

7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
計画策定				中間目標年次					目標年次
									

4 計画の範囲

本計画の範囲は、佐呂間町行政区域全域とし、区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

第2章 地域の概況

1 地理的、地形的特性

佐呂間町（以下「本町」という。）は、北海道東北部、オホーツク管内のほぼ中央で、北緯：44 度 00 分 58 秒、東経：143 度 46 分 46 秒に位置しています。

北は北海道で最も大きな湖「サロマ湖」に面し、東、南は北見市、西は北見市、遠軽町、湧別町に接しており、サロマ湖 54.33 km² を含む総面積 404.94 km² のまちです。

天北山系の山々を背景に東西に細く長く伸び、南から傾斜した丘陵地帯となっており、町の中央を流れる佐呂間別川はサロマ湖へ注ぎ、流域一帯に肥沃な大地が広がっています。

管内の中核都市である網走市、紋別市、北見市までの所要時間は約1時間を要し、面積は管内町村の平均より広大ではありますが、総面積の70.8%が山林、原野、湖で占められ、耕地は佐呂間別川流域を除き、ほとんどが傾斜地に切り開かれています。

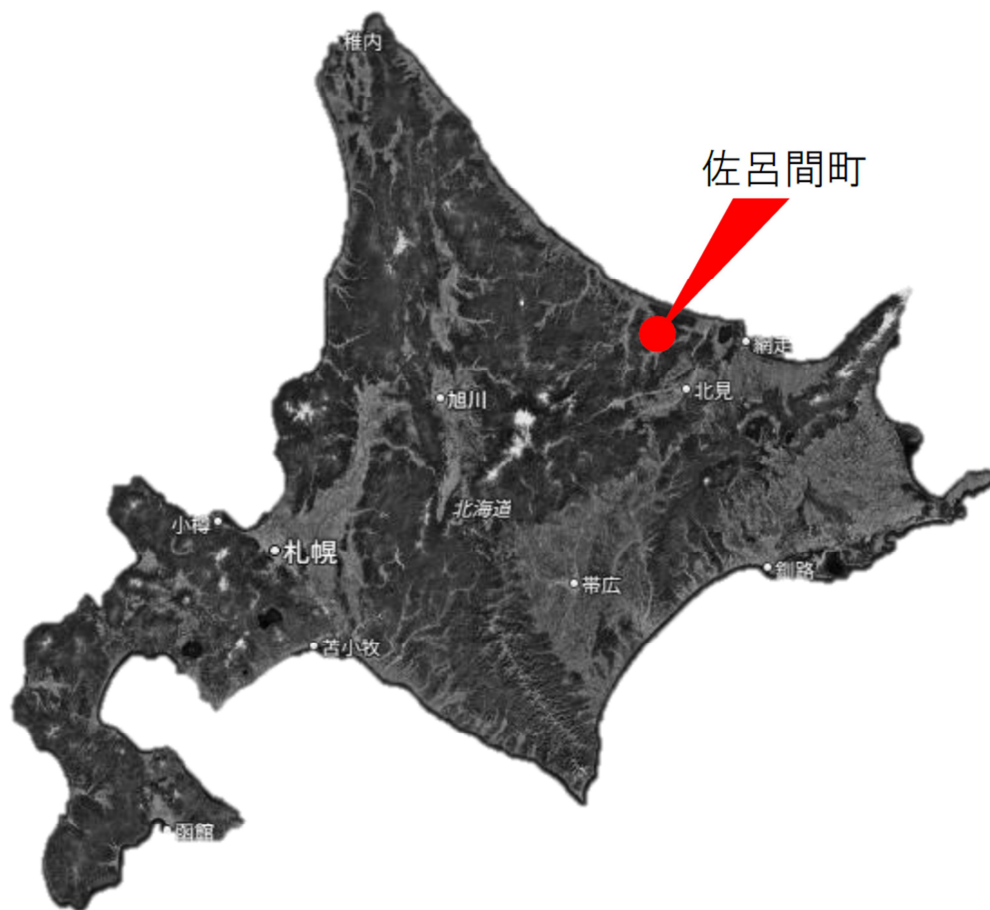


図 2-1-1 佐呂間町位置図

2 气候的特性

サロマ湖に面する地帯は海岸性気候、山沿地帯は内陸性気候で、最高気温は海岸地帯と内陸部に大差はないものの、最低気温ではかなりの差が認められるばかりでなく、年間の気温差も大きく、特に内陸部では厳寒期の気温はマイナス 20℃を下回り、積雪量が 1m 弱であることから、凍土も深く、非常に厳しい気象条件となっています。

表 2-2-1 気候の推移

年	気温 (°C)					降水量 (mm)			雪 (cm)		
	平 均			年間最高	年間最低	合計	最大		合計	日最大	最深積雪
	日平均	日最高	日最低				日	1 時間			
令和元年	6.3	12.6	-0.2	39.5	-28.6	664.0	80.0	16.0	412	30	73
令和2年	6.5	12.1	0.9	33.9	-30.3	724.0	50.5	31.0	434	47	99
令和3年	6.6	13.0	0.3	36.7	-25.1	866.0	89.5	18.0	429	49	80
令和4年	6.8	12.8	0.8	32.8	-24.2	793.0	61.5	16.5	465	25	82
令和5年	7.4	13.8	1.3	35.5	-24.0	737.0	65.0	37.5	339	27	92

資料：気象庁 佐呂間アメダス観測所データ

3 人口、世帯数

本町の人口・世帯の推移は表 2-3-1、将来推計は表 2-3-2 のとおりです。平成 2 年度以降は、30 年間で人口が 2,926 人減少しています。

世帯数も同様に減少し続け、平成 2 年度末時点の 2,524 世帯（国勢調査）から令和 2 年度末では 2,266 世帯と 258 世帯が減少しています。

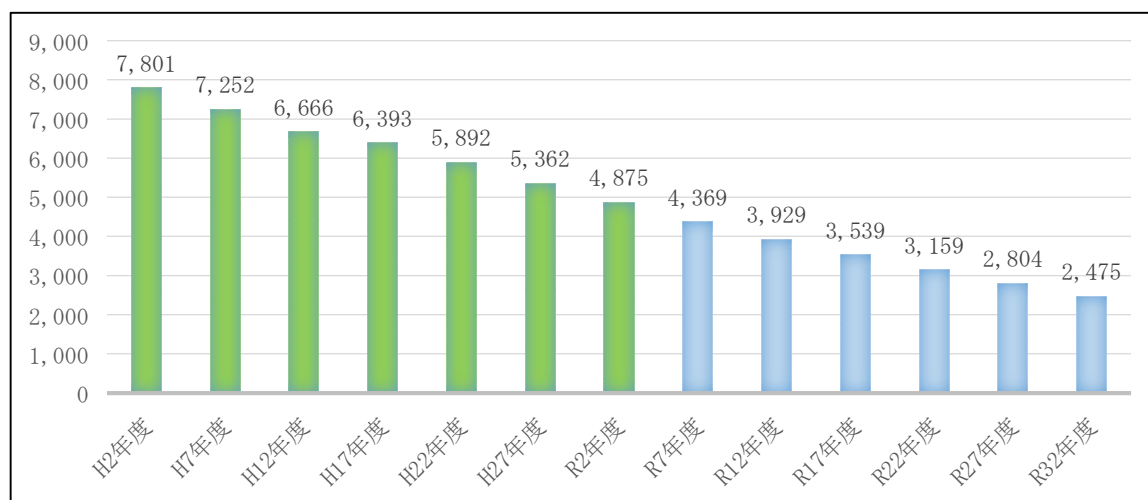
今後も人口・世帯数の減少が続く中、一層高齢化が進行することも見込まれています。

表 2-3-1 人口・世帯の推移

年度	人口	世帯数	人口増減	世帯増減
平成2年度	7,801	2,524	—	—
平成7年度	7,252	2,504	-549	-20
平成12年度	6,666	2,480	-586	-24
平成17年度	6,393	2,564	-273	84
平成22年度	5,892	2,415	-501	-149
平成27年度	5,362	2,311	-530	-104
令和2年度	4,875	2,266	-487	-45

資料：国勢調査

表 2-3-2 人口の推移と将来推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年）」

4 産業

産業別就業人口の推移は表 2-4-1 のようになっています。農林水産業を中心とする第 1 次産業人口は減少の傾向が続き、漁業就業人口に増加が見られるものの、農業就業人口の減少が顕著になっており、生産性人口減の大きな要因となっています。

第 3 次産業人口の比率は最も大きく、令和 2 年では全体の約 45% を占めていますが、サービス業の減少が大きくなっています。

表 2-4-1 産業別就業人口の推移

単位：人、%

区分	平成27年			令和2年			総数比較	
	総数	男	女	総数	男	女	増減数	増減率
第 1 次産業	836	491	345	812	459	353	-24	-2.9%
農業	480	294	186	442	257	185	-38	-7.9%
林業	25	23	2	18	17	1	-7	-28.0%
漁業	331	174	157	352	185	167	21	6.3%
第 2 次産業	649	339	310	623	330	293	-26	-4.0%
鉱業	0	0	0	1	1	0	1	-
建設業	215	191	24	189	172	17	-26	-12.1%
製造業	434	148	286	433	157	276	-1	-0.2%
第 3 次産業	1,252	631	621	1,154	583	571	-98	-7.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	5	2	3	5	5	0	0	0.0%
運輸・通信業	130	114	16	111	96	15	-19	-14.6%
卸売・小売業	244	97	147	216	94	122	-28	-11.5%
金融・保険・不動産業	27	17	10	25	13	12	-2	-7.4%
サービス業	721	305	416	687	292	395	-34	-4.7%
公務	125	96	29	110	83	27	-15	-12.0%
分類不能	30	11	19	7	4	3	-23	-76.7%
総数	2,767	1,472	1,295	2,596	1,376	1,220	-171	-6.2%

資料：国勢調査

5 土地利用

本町の土地利用の状況は、表 2-5-1 に示したように、構成比で山林が約 56.2%、田・畑が約 16.8%、牧場が約 3.8% などとなっており、地理的特性で触れたとおり広大な山林面積が多数を占め、次いでサロマ湖を含むその他、田・畑、牧場の順となっています。

表 2-5-1 地目別土地面積

単位：ha

地目	面積	割合	地目	面積	割合
田・畑	6,806	16.8%	原野	449	1.1%
宅地	502	1.2%	雑種地	541	1.3%
山林	22,747	56.2%	その他	7,898	19.6%
牧場	1,551	3.8%	総面積	40,494	100.0%

資料：令和 5 年度固定資産概要調査

6 将来計画

一般廃棄物処理計画は、地方自治法に基づく町の基本構想（総合計画）に即して策定することになっています。

本町では令和3年3月に総合計画の改定を行い、第5期佐呂間町総合計画を策定しています。『自然の恵みに感謝し、人が人を支え、共に創（つく）る生涯の郷（さと）、サロマ』をタイトルとした第5期計画では、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間とし、まちづくりの基本理念や、めざすべきまちの将来像を明らかにし、目標達成に向けた施策の大綱等を定めています。

近年の本町を取り巻く社会情勢は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行をはじめ、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。計画に定められた4つの施策の大綱のうち、ごみや生活排水に関する課題については、施策の大綱1「安全安心で豊かなまちをめざして（まちづくり）」の中で、「公衆衛生」「ごみ処理・リサイクル」の充実を掲げており、また、施策の大綱2「自然とともに持続可能な循環型の産業をめざして（産業振興）」の中で、「環境対策」「下水道・し尿処理」の充実を掲げています。

表 2-6-1 主要施策 公衆衛生、ごみ処理・リサイクルの充実

施 策	主な内容
公衆衛生	①不法投棄及び野外焼却監視体制の強化 ②斎場・墓地の適正な維持管理 ③防疫意識の啓発
ごみ処理・リサイクル	①ごみの減量化の推進 ②広域処理の推進 ③最終処分場の安全管理 ④資源再利用意識の啓発

表 2-6-2 主要施策 環境対策、下水道・し尿処理の充実

施 策	主な内容
環境対策	①温室効果ガス排出削減の推進 ②省エネルギー意識の啓発 ③街路灯の整備
下水道・し尿処理	①施設整備と維持管理 ②下水道普及率の向上 ③合併処理浄化槽の普及促進 ④し尿広域処理施設の充実

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の沿革

年次別の主な取組の沿革は下記のとおりです。

昭和57年6月	佐呂間町一般廃棄物最終処分場供用開始
昭和59年4月	特殊ごみ（使用済み乾電池）の拠点回収
平成4年5月	生ごみ堆肥化容器助成（～平成18年3月まで）
平成6年4月	一般廃棄物焼却施設設置（混合ごみ）
平成9年6月	空き缶の分別収集
平成11年10月	遠軽地区広域組合リサイクルセンター設置 容器包装廃棄物6品目（ペットボトル、空きびん類、空き缶類、発泡樹脂ト レイ類、紙パック、段ボール）の分別収集
平成13年4月	電動式生ごみ処理機助成（～平成18年3月まで）
平成14年1月	リサイクル2品目（新聞・チラシ、雑誌・本）の分別収集
平成14年4月	容器包装廃棄物1品目（その他プラスチック）の分別収集
平成14年9月	「燃やすごみ」「燃やさないごみ」の分別収集
平成14年12月	一般廃棄物焼却施設廃止 遠軽町清掃センター排ガス処理施設増設完了により、当時の遠軽地区7か町 村（合併前の旧遠軽町、生田原町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、 及び佐呂間町）によるごみ処理施設の共同利用開始
平成15年4月	ごみ処理の有料化（指定ごみ袋・粗大ごみシール・ごみ処理券導入）
平成18年4月	特殊ごみ（使用済み蛍光灯）の拠点回収
平成22年10月	厚紙（段ボール）の分別収集
平成23年7月	指定ごみ袋に10L袋を追加
平成23年12月	使用済み小型家電の拠点回収
平成24年5月	佐呂間町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定
平成24年12月	雑誌（本類）の分別収集
平成29年10月	分別方法の変更（ゴム、プラスチックごみを不燃から可燃へ）
平成30年1月	えんがるクリーンセンター供用開始
令和元年4月	小型充電式電池の拠点回収
令和3年4月	使用済み小型家電の宅配便回収
令和6年4月	えんがるリサイクルセンター供用開始 品目名の変更（「その他プラスチック」を「プラスチック製容器包装」へ） 分別方法の変更（貝殻を不燃から可燃へ）
令和6年6月	佐呂間町一般廃棄物最終処分場の直接搬入終了 ごみ処理券の使用終了

2 ごみ発生量の推移及びごみの性状

(1) 分別区分

本町は現在、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「リサイクル資源」、「有害ごみ」、「小型家電」の6種類に区分し分別しています。

「リサイクル資源」はさらに9品目に分別区分しており、6区分及び9品目の主なごみの種類を表3-2-1に示します。

表 3-2-1 分別区分と主なごみの種類

分別区分		主なごみの種類
燃やすごみ		台所ごみ（残飯、果物くず、貝殻、野菜くず等）、紙くず（紙コップ、写真、カーボン紙、紙おむつ等）、資源にならないプラスチック製品、ゴム・ビニール製品類（長靴、ゴム手袋等）、布・革類（衣類、マット、タオル、バッグ、靴等）、緩衝材（家電等の保護材など）、その他（タバコの吸殻、食用油、草花、ペット用トイレ砂等）
燃やさないごみ		金属類（鍋、やかん、包丁、カミソリ、アルミ製品、ライター等）、ガラス・陶磁器類（板ガラス、薬品びん、コップ、油のびん、花びん、茶碗等）、容器類（ガス缶、スプレー缶、ペンキの缶、一斗缶、油の缶等）、その他（回収対象外小型家電製品、魔法びん等）
粗大ごみ		机、椅子、ソファ、テーブル、食器棚、ベッド、タンス、じゅうたん、カーペット、家電製品、自転車等
リ サ イ ク ル 資 源	空き缶	飲料用アルミ缶・スチール缶、缶詰の缶・蓋、その他の缶
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、調味料のペットボトル
	空きビン	飲料用のビン、調味料のビン、化粧品のビン
	発泡スチロール	魚箱、カップ麺・納豆などの発泡容器、食品トレイ ※白色のもの
	プラスチック製 容器包装	チューブ類（マヨネーズ、わさび、歯磨き粉等）、ボトル類（シャンプー、洗剤、食用油、ソース等）、ポリ袋・ラップ類（レジ袋、食料品などの外装・食品を載せたトレイを含むラップフィルム等）、パック・カップ類（コンビニ弁当の容器、たまごケース、豆腐、プリン等）、ネット類（果物、野菜を入れるネット）、プラスチック製のふた・ラベル
	紙パック	紙パックマークが付いたもの（牛乳、乳酸菌飲料）
	段ボール類	段ボール、お菓子箱などの厚紙
	雑誌・本類	雑誌、週刊誌、雑紙（コピー用紙、封筒、カレンダー、包装紙等）
新聞・チラシ		新聞、チラシ
有害ごみ		乾電池、ボタン電池、蛍光灯、小型充電式電池、温度計
小型家電		通信機器、カメラ、ゲーム機器・電子玩具、生活電気製品、音響機器、パソコン関連機器

(2) 種類別排出量

本町のごみ総排出量は、令和5年度で2,148t/年となっています。過去5年間をみると、年により増減はあるものの、概ね横ばいとなっています。

また、1人1日当たりごみ総排出量は、過去5年間ではほぼ横ばいとなっていますが、令和元年～5年の実績の平均1,240g/人・日と、前回計画時の実績（平成18年～22年）の平均1,172g/人・日とを比較すると、68g増加しています。

ごみ排出量の実績は表3-2-2のとおりです。

表 3-2-2 ごみ排出量の実績

単位：t/年

項目 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口（人）	5,036	4,917	4,786	4,688	4,616
収集ごみ	1,021	1,039	1,022	1,023	989
可燃ごみ	659	685	684	679	667
不燃ごみ	126	130	125	124	128
リサイクル資源	236	224	213	220	194
直接搬入ごみ	1,179	1,120	1,011	1,107	1,106
可燃ごみ	76	83	73	71	72
不燃ごみ	1,103	1,037	938	1,036	1,034
リサイクル資源	0	0	0	0	0
粗大ごみ	45	45	45	45	45
ごみ排出量（収集+直接+粗大）	2,245	2,204	2,078	2,175	2,140
有害ごみ（電池・蛍光灯）	1	2	2	2	2
小型家電拠点回収	5	4	7	5	6
ごみ総排出量	2,251	2,210	2,087	2,182	2,148
人口1人1日当たりごみ総排出量	1,225	1,231	1,195	1,275	1,275

※人口1人1日当たりごみ総排出量の単位は g/人・日

(3) ごみの性状

① 可燃ごみの性状

えんがるクリーンセンターで焼却処理する可燃ごみのごみ質については、毎年行っている分析検査の結果に基づき過去5年間分を表3-2-3に示しています。

ごみの種類組成の推移を見ると、紙類が最も多く、次にプラスチック類の合計、布類となっています。

平成22年度に行った遠軽町清掃センターの可燃ごみ分析結果では、低位発熱量（計算値）が4,500KJ/kgを示していましたが、令和5年度では10,000KJ/kgとなっています。平成29年度にえんがるクリーンセンターが開設し、プラスチック類の比率が増えるなどのごみ質の変化によるものと考えられます。

表 3-2-3 可燃ごみの性状（えんがるクリーンセンター）

分析項目			年度	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみの種類組成	可燃物	紙類	wt%	46.7	39.7	41.7	35.9	42.2	
		厨芥類		7.2	6.3	8.1	4.7	5.7	
		草木類		5.3	13.3	10.6	10.0	10.2	
		布類		20.5	13.4	12.7	27.4	11.4	
		プラスチック類（容器包装）		11.0	18.0	17.8	12.2	17.3	
		プラスチック類（ペットボトル）		0.7	0.6	0.2	0.7	0.3	
		プラスチック類（その他プラスチック）		3.7	4.8	5.3	5.5	10.2	
		ゴム・皮革類		1.5	0.6	1.3	1.1	0.6	
		その他		1.2	0.8	1.1	1.2	0.7	
	不燃物	金属類	wt%	1.0	1.3	0.4	0.5	0.5	
		ガラス類		0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	
		瀬戸物石類		0.8	1.0	0.7	0.7	0.8	
ごみの性状	単位容積重量		kg/m ³	128.8	130.3	143.8	105.5	127.0	
	成分	水分	%	33.7	29.3	38.1	28.3	36.1	
		灰分		5.5	6.8	5.1	6.0	4.4	
		可燃物		60.8	64.0	56.8	65.8	59.5	
推定低位発熱量（計算値）			KJ/kg	10,606	11,316	9,736	11,670	10,303	
低位発熱量（計算値）			KJ/kg	10,270	11,618	10,128	12,023	10,000	

② 不燃ごみの性状

本町における不燃ごみのごみ質調査については未実施となっており、今後、処理施設において分析を行うこととなっています。

これまで、分別のわからないごみは不燃ごみとして出すよう住民に指導してきた経緯があり、多くのごみが分別されないまま最終処分場に埋め立て処理されていました。

えんがるクリーンセンターが稼働してからもこの傾向は強く、一定量の可燃ごみ、リサイクル資源が混入されて出されていましたが、令和6年度のえんがるリサイクルセンターの供用開始以後は、可燃ごみ、リサイクル資源はそれぞれ正しく分別して出すことが求められます。

不燃ごみに混入した可燃ごみやプラスチックごみが減少するよう、住民に対する分別徹底周知を行い、また、ごみ収集時に混入が確認できた場合は回収を行わないなど、分別収集の強化を進めています。

なお、不燃ごみの中の金属類（磁性体）、缶類については、中間処理（選別、破碎）により再資源化されることになっています。

3 ごみの減量化・再生利用の実績

(1) ごみステーション設置に対する助成

本町では、環境対策及びごみの適正な分別と減量化の推進を目的として、平成 23 年 4 月より自治会が設置するごみステーションの設置費用の補助（新設・更新・増設時費用の 1/2 以内で限度額 60,000 円、補修時費用の 1/2 以内で限度額 30,000 円）を行っています。

最近 5 年間における設置助成実績を表 3-3-1 に示します。

表 3-3-1 ごみステーション設置助成実績

単位：基

年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
新設・更新・増設	－	3	2	2	1
補修	1	－	－	－	－
計	1	3	2	2	1

※令和元年度、5年度は実績なし

(2) 住民説明会の開催

従来から、分別についての住民からの問い合わせに対しては、個別に説明を行ってきました。令和 6 年 4 月からえんがるリサイクルセンターの供用開始に伴い、一般廃棄物の適正処理と資源の有効活用を図り、地域における分別の重要性を理解していただく目的で、住民説明会を開催しています。

概ね 10 名程度の町内会や各団体を対象に、出前形式で実施しています。

(3) 資源物分別収集及び拠点回収の推進

本町では、平成 9 年 6 月から資源リサイクルの取り組みとして、空き缶の分別収集を始めました。以後、容器包装リサイクル法の施行に伴い対象品目を増やし、現在は 9 品目について分別収集を行い、ごみの減量化及び再生利用の拡大を進めています。

また、拠点回収については、有害ごみ（乾電池・ボタン電池：昭和 59 年から、蛍光管：平成 18 年から）、小型家電（平成 29 年から）、小型充電式電池（令和元年から）について、役場庁舎等の町の公共施設に回収ボックスを設置し、随時回収を実施しており、令和 3 年からは小型家電の宅配便回収（リネットジャパンリサイクル株式会社との連携協定）も開始しています。

リサイクル資源分別収集及び有害ごみ等拠点回収の実績を表 3-3-2 に示しました。

表 3-3-2 リサイクル資源分別収集及び有害ごみ等拠点回収の実績

単位：kg

内訳 \ 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
アルミニウム容器	10,335	11,518	11,850	11,670	11,237
スチール製容器	6,256	6,893	7,019	6,627	6,328
ペットボトル	18,005	16,222	17,046	18,030	17,196
発泡スチロール	1,779	2,666	2,287	2,015	2,100
茶色ガラス容器	15,151	12,997	7,856	13,587	9,572
無色ガラス容器	11,709	9,559	7,175	11,709	8,305
その他ガラス容器	6,316	5,538	3,746	6,886	4,405
その他プラスチック	24,492	24,033	23,659	25,735	19,395
飲料用紙製容器	1,910	2,010	1,870	1,760	1,670
段ボール	49,000	48,850	47,290	46,100	43,930
新聞・チラシ、雑誌・本	90,610	84,140	83,690	76,180	69,920
リサイクル資源合計	235,563	224,426	213,488	220,299	194,058
乾電池	1,140	660	1,190	930	1,090
蛍光灯	280	950	680	1,030	430
有害ごみ合計	1,420	1,610	1,870	1,960	1,520
小型家電	3,832	7,732	6,498	4,825	6,218

4 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理フロー

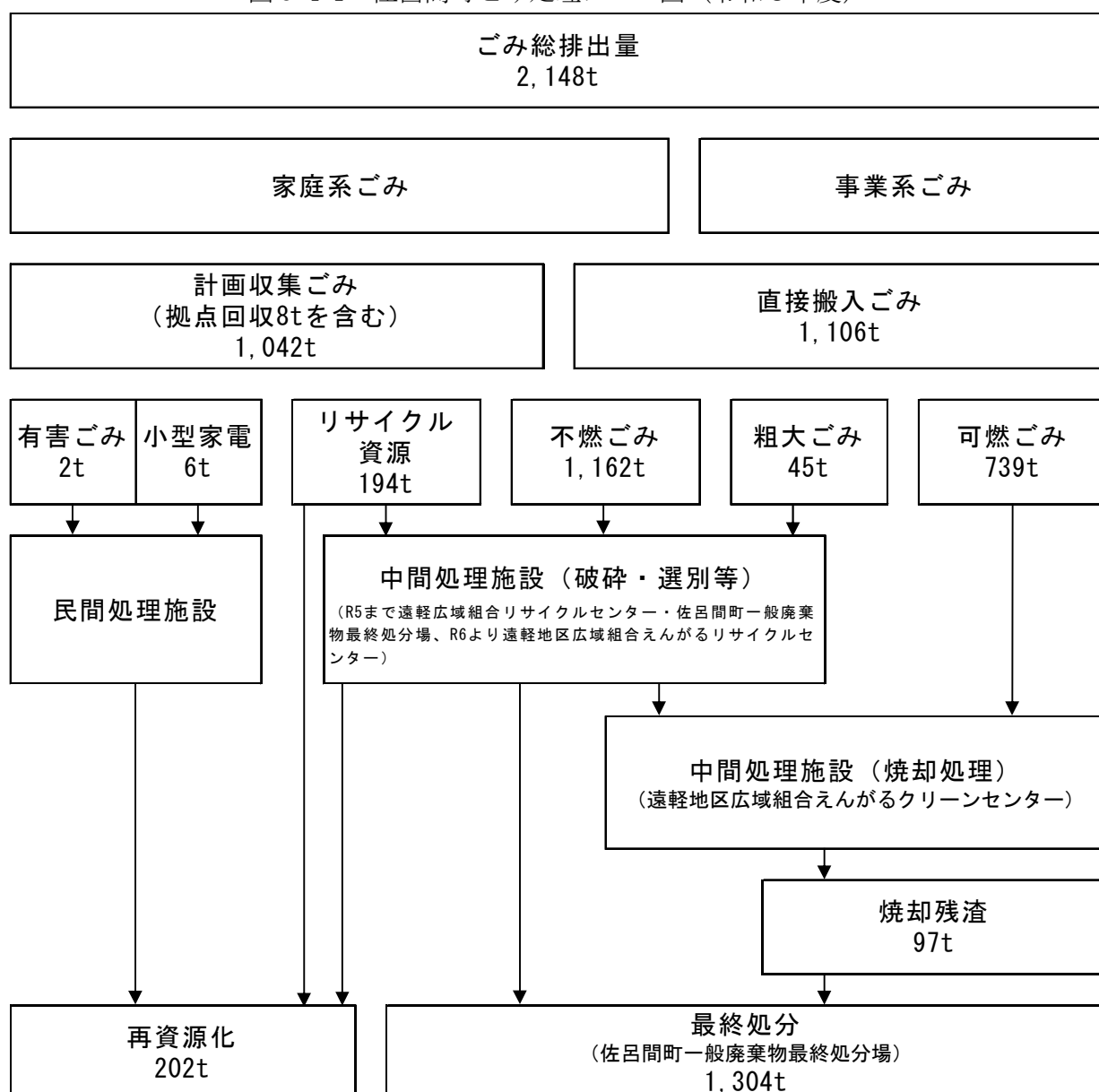
計画収集ごみ及び直接搬入ごみは、分別区分に従って収集、搬入し、燃やすごみはえんがるクリーンセンターにおいて焼却処理し、焼却残渣は最終処分場に埋め立てます。

燃やさないごみ及び粗大ごみは、令和5年度までは佐呂間町一般廃棄物最終処分場に搬入し、資源物（鉄くず等）を選別し再資源化したうえで残りを最終処分場に埋め立てしていました。

令和6年度からは資源物と併せて収集後、えんがるリサイクルセンターで中間処理（選別・破砕・圧縮・梱包）を行い、資源化業者に売却し再資源化しています。令和6年度からのごみ処理の流れとともに、令和5年度の処理量を記載したフロー図を図3-4-1に示します。

なお、有害ごみや小型家電は、拠点回収後、再生業者に処理を委託し再資源化を図っています。

図 3-4-1 佐呂間町ごみ処理フロー図（令和 5 年度）



（2）収集運搬の現状

町内全域を収集対象区域としています。

収集日と収集方式は表 3-4-1 のとおりで、収集車両は表 3-4-2 のようになっています。

主な収集方法はごみステーション方式で、収集運搬業務を受託した委託事業者が、ごみ収集車で地域ごとに定めたルートにより巡回し収集します。

なお、有害ごみと小型家電の収集は拠点回収方式としており、内容は「3 ごみの減量化・再生利用の実績」の「（3）資源物分別収集及び拠点回収の推進」で触れたとおりです。

また、事業活動にともなう事業系廃棄物については、排出者自らの責任において適正処理が求められます。事業者自らがえんがるクリーンセンターまたはえんがるリサイクルセンターに持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することになります。

表 3-4-1 収集日と収集方式

分別区分		収集日	収集方式	直営・委託
燃やすごみ		週1～2回	ステーション	委託
燃やさないごみ		月2回	ステーション	委託
粗大ごみ		年3回	ステーション	委託
リサイクル資源	空き缶	月1回	ステーション	委託
	空きビン	月1回	ステーション	委託
	ペットボトル	月1回	ステーション	委託
	発泡スチロール	月1回	ステーション	委託
	プラスチック製容器包装	月2回	ステーション	委託
	紙パック	月1回	ステーション	委託
	段ボール	月1回	ステーション	委託
	新聞・チラシ	月1回	ステーション	委託
	雑誌・本	月1回	ステーション	委託
有害ごみ	乾電池	随時	拠点回収	直営
	蛍光管	随時	拠点回収	直営
小型家電		随時	拠点回収	直営

表 3-4-2 収集車両

車種	台数
パッカー車	3
ダンプトラック	5
合計	8

(3) ごみの排出方法と有料化の現状

ごみの排出抑制、処理経費の削減を図るため、平成 15 年 4 月からごみ処理の有料化を実施し、その後の高齢化の進行を考慮し、平成 23 年 7 月から 10L の指定ごみ袋を追加しています。

また、令和 6 年度よりえんがるリサイクルセンターの稼働に併せて、処理施設への直接搬入ごみの料金を 30 円/10kg から 80 円/10kg に改定を行いました。

計画収集に関するごみの排出方法と有料化の現状を、表 3-4-3 に示します。

表 3-4-3 ごみ排出方法と有料化の現状

分別区分	排出方法	重さ・容量等	料金	
燃やすごみ	町指定専用袋 (10・15・30・45L)	1袋10kg以下	10L	20円
			15L	30円
			30L	60円
			45L	90円
燃やさないごみ	町指定専用袋 (10・15・30・45L)	1袋10kg以下	10L	20円
			15L	30円
			30L	60円
			45L	90円
粗大ごみ	1つの粗大ごみに粗大ごみシール1枚を貼る。庭木の枝などは長さ70cm・直径50cm以下に束ねる。	1個60kg以下	1m未満	200円
			1m以上 2m以下	400円
リサイクル資源	中身が確認できる袋 (空き缶・空きビン・ペットボトル・発泡スチロール・プラスチック製容器包装)	1袋45L以下 かつ10kg以下	無料	
	ひもで縛る (紙パック、段ボール類、新聞・チラシ、雑誌・本類)	1束10kg以下		

※処理施設への直接搬入ごみは燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ共80円/10kg

写真 3-4-1 燃やすごみ用指定袋・燃やさないごみ用指定袋・粗大ごみシール



5 ごみ処理の体制

(1) ごみ処理に関する管理・運営体制

本町におけるごみの排出から最終処分に至るまでの管理・運営体制は表 3-5-1 のとおりです。

表 3-5-1 ごみ処理の管理・運営体制

ごみ処理の区分		管理運営の方法 または施設名	管理・運営主体
排出 及び 収集	ごみステーション	設置者	自治会または施設設置者
	収集・運搬	佐呂間町（業務委託）	佐呂間町
中間 処理	容器包装等資源物の処理	遠軽地区広域組合リサイクルセンター （～令和 5 年度）	遠軽地区広域組合 （構成町：遠軽町・湧別町・佐呂間町）
	容器包装等資源物の処理・ 不燃ごみの破碎処理	えんがるリサイクルセンター （令和 6 年度～）	
	可燃ごみの破碎・焼却処理	えんがるクリーンセンター	
	不燃ごみの分別処理	佐呂間町一般廃棄物最終処分場 （～令和 5 年度）	佐呂間町
最終処分		佐呂間町一般廃棄物最終処分場 （～令和 7 年度予定）	佐呂間町
		遠軽地区一般廃棄物最終処分場 （令和 8 年度～予定）	遠軽地区広域組合

(2) 中間処理の現状

① 容器包装廃棄物処理施設

計画収集した資源物のうち容器包装廃棄物については、令和 6 年度より稼働を開始したえんがるリサイクルセンターに搬入し、選別・減容処理を行った後品目ごとに再生事業者へ売却処分しています。本施設は遠軽地区広域組合が設置し稼働を行っています。施設の概要を表 3-5-2 に示します。

表 3-5-2 容器包装廃棄物処理施設の概要

施設名称	えんがるリサイクルセンター
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡遠軽町向遠軽297番地1
延床面積	工場棟 1,935.58㎡ スtockヤード棟 530.60㎡
建設年度	令和3～5年度
建設費	2,867,676千円
処理能力	・ 不燃、粗大ごみ 18t/5h ・ 空き缶処理設備 0.4t/5h ・ 空き瓶処理設備 0.9t/5h ・ ペットボトル、プラスチック製容器包装処理設備 1.5t/5h ・ 発泡スチロール処理設備 0.1t/5h

写真 3-5-1 えんがるリサイクルセンター



② ごみ焼却施設

計画収集又は直接搬入された可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、えんがるクリーンセンター（焼却施設・破碎施設）で焼却処理を行っています。

本施設は遠軽地区広域組合が設置し、32t/16 時間（16t/16 時間×2 炉）で稼動しています。施設概要を表 3-5-3 に示します。

写真 3-5-2 えんがるクリーンセンター



表 3-5-3 ごみ焼却施設概要

施設名称	えんがるクリーンセンター
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡遠軽町向遠軽297番地1ほか
面積	敷地面積 1,806㎡ 延床面積 3,118㎡
事業期間	平成25～29年度
建設年度	平成28年3月着工 平成29年12月竣工
総事業費	4,095,230千円
処理能力	32t/16時間（16t/16時間×2炉）
処理方式	准連続燃焼式焼却炉
設備方式	・受入・供給設備：ピット&クレーン式 ・燃焼設備：ストーカ式焼却炉 ・燃焼ガス冷却設備：水噴射式 ・排ガス処理設備 ①集じん：ろ過式集じん器 ②有毒ガス除去：消石灰噴霧 ③ダイオキシン除去：活性炭噴霧 ・余熱利用設備：場内利用（給湯・暖房、ロードヒーティング、熱回収率10%以上） ・通風設備：平衡通風式 ・灰出し設備 ①焼却灰：灰冷却 ②ダスト：薬剤（キレート）処理 ・給水設備：生活用（上水利用） プラント用水（上水、雨水・融雪水利用） ・排水処理設備：クローズドシステム（場内利用）

③ 粗大ごみ破碎施設

えんがるリサイクルセンターには、ごみ破碎施設を設置しており、不燃粗大ごみを破碎処理し減容化を図るとともに、資源物（鉄、アルミ、磁性体）を分離し再資源化しています。この施設の概要は表 3-5-2 に示しています。

④ 中間処理量

令和5年度までの実績は、遠軽地区広域組合リサイクルセンターでの容器包装廃棄物処理量、えんがるクリーンセンターでの焼却処理量及び焼却残渣の発生量を計測しており、中間処理量は表 3-5-4 に示すとおりです。

また、令和6年度からの容器包装廃棄物処理量と破碎施設資源物分離量はえんがるリサイクルセンターにて計測をします。

表3-5-4 中間処理量

単位：t/年

項目 \ 年度	施設名	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
再資源化量	遠軽地区広域組合 リサイクルセンター	235	224	213	220	194
焼却処理量	えんがるクリーン センター	735	768	757	750	738
焼却残渣 (ダスト固形を含む)		92	90	104	97	97

※処理量の数値については佐呂間町分のみを計上。

(3) 最終処分の現状

① 最終処分場

ごみ焼却施設で焼却処理後の焼却残渣、容器包装廃棄物処理施設で破碎処理及び減量化と資源分離を行ったものを最終処分場に埋立処理しています。

表 3-5-5 に最終処分場の概要を示し、新しい処分場については表 3-5-6 に示します。

なお、新しい処分場は 15 年間使用予定としており、その場合の 1 人 1 日当たりごみ排出量は令和 16 年度で約 820g/人・日となります。

表 3-5-5 最終処分場概要(1)

施設名称	佐呂間町一般廃棄物最終処分場	
所管	佐呂間町	
所在地	北海道常呂郡佐呂間町字北442番地	
面積・容量	埋立面積 16,000m ² 埋立容量 79,540m ³	
埋立期間	昭和57年6月～令和8年3月31日終了予定	
建設年度	昭和56年8月10日着工 昭和56年12月21日竣工	
事業費	305,000千円	
最終処分場	埋立方式	セル方式
	埋立構造	準好気性埋立
	遮水構造	遮水シート＋遮光性マット
浸出水処理施設	汚水処理方式	接触酸化法＋凝集沈殿法
	処理能力	36m ³ /日

写真 3-5-3 佐呂間町一般廃棄物最終処分場（竣工時）



表 3-5-6 最終処分場概要(2)

施設名称	遠軽地区一般廃棄物最終処分場
所管	遠軽地区広域組合
所在地	紋別郡湧別町福島189番地ほか
面積・容量	埋立面積 5,250㎡ 埋立容量 33,875m³
埋立期間	令和8～22年度 15年間予定
建設年度	令和5～7年度
事業費	約36億円
埋立対象物	焼却残渣（焼却灰、飛灰）、破碎後不燃性残渣
処理能力	12m³/日
処分場形式	クローズド型処分場（屋根で覆った処分場）
埋立方式	セル工法
埋立構造	準好気性埋立構造
浸出水処理	カルシウム除去＋接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋滅菌

② 最終処分量

佐呂間町一般廃棄物最終処分場における過去5年間の埋立最終処分量の推移は、表3-5-7に示すとおりです。

表3-5-7 最終処分量の推移

単位：t

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却残渣	92	90	104	97	97
不燃埋立	1,273	1,212	1,108	1,205	1,207
計	1,365	1,302	1,212	1,302	1,304

(4) ごみ処理に要する費用

最近5年間におけるごみ処理費用の推移について表3-5-8に示します。

維持管理費では物価上昇等に伴う増額はあるものの、管理方法に大きな変更等がなかったことから、本町のごみ処理費用はほぼ横ばいで推移しています。

建設費では令和6年度に供用開始したえんがるリサイクルセンター及び現在建設中の遠軽地区一般廃棄物最終処分場に係る経費が増額しています。

なお、維持管理費の組合負担金及び建設費については施設を共同利用する本町を含む3町が、各町可燃ごみ搬入量等の割合により負担するものとなっており、表は本町の負担分のみを記載しています。

表 3-5-8 ごみ処理経費の推移

単位：千円

種別	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
維持管理費	処理費	収集運搬	-	-	-	-
		最終処分	5,009	2,647	4,512	5,277
		処理費計	5,009	2,647	4,512	5,277
	委託費	収集運搬	36,482	38,279	38,177	38,911
		最終処分	7,784	7,090	7,396	8,744
		委託費計	44,266	45,369	45,573	47,655
	計		49,275	48,016	50,085	52,932
	組合負担金		28,716	29,111	41,096	49,541
	合計		77,991	77,127	91,181	102,473
一人当りごみ事業経費		15,487	15,686	19,052	21,859	28,147
建設費	組合負担金		41,076	6,992	7,938	31,204
総費用		119,067	84,119	99,119	133,677	439,327
人口一人当たりの処理経費 総費用÷計画収集人口		23,643	17,108	20,710	28,515	95,175

※一人当たりごみ事業経費の単位は、円/人・年

6 国、道の動向等

(1) 国の減量化目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和5年6月30日環境省告示第49号）において、減量化の目標量（令和7年度）として3つの目標値（排出量、再生利用率、最終処分量）や1人1日当たりの家庭系ごみ排出量等が設けられています。

また、その他の目標値として、食品ロス、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年8月法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に係る目標値等が設けられています。

表 3-6-1 一般廃棄物の減量化の目標量（令和 7 年度）

排出量	約16%削減（平成24年度比）
再生利用率	約21%（平成24年度比）から約28%（令和9年度目標）に増加させる
最終処分量	約31%削減（平成24年度比）
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	440グラム

資料：環境省告示第 49 号

表 3-6-2 その他の目標値

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	200市町村
家電リサイクル法に基づく引き取り義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	100%
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%

資料：環境省告示第 49 号

(2) 北海道の動向

① 北海道廃棄物処理計画〔第 5 次〕

「北海道廃棄物処理計画」は、道が廃棄物処理法に基づき、国の基本方針に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものです。

計画期間の最終年度となる令和 6 年度（2024 年度）の廃棄物の排出量等に関する指標及び目標を定めるとともに、これらの目標の達成に向けた施策を展開するための基本的な考え方を示しています。

表 3-6-3 北海道廃棄物処理計画の目標

指標		現状 （平成29年度）	目標 （令和6年度）
ごみ（一般廃棄物）の排出量		1,873千t	1,700千t以下
	1人1日当たりごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	1人1日当たり家庭ごみ排出量	598g/人・日	550g/人・日以下
ごみのリサイクル率		24.30%	30%以上
適正処分の確保に関する指標		316千t	250千t以下 （約20%減）

資料：北海道廃棄物処理計画（第 5 次）

② ごみ処理の広域化計画

令和 4 年 7 月に「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」が策定されており、遠紋ブロックの評価と課題について示されています。

遠紋ブロックは 8 市町村の構成となっており、遠軽地区広域組合、西紋別地区環境衛生

施設組合の2地区に分かれて准連続の焼却施設2箇所では中間処理が行われています。

処理量の推移としては、旧計画策定後最も排出量の多い平成12年（2000年）と令和元年（2019年）を比較すると、排出量が1/2以下に減少し、資源化量は約1.5倍に増加、埋立量は1/4以下に減少しており、旧計画の基本方針に沿った進捗であると評価しています。

現在稼働中の焼却施設は2施設とも比較的新しく、令和20年（2038年）頃までは稼働できる見込みで、即時に更新や施設集約を検討すべき状況にはないとし、紋別市の資源化施設が令和7年（2025年）頃に更新期を迎えることとなりますが、遠軽地区広域組合では稼働中の資源化施設に代わる施設として不燃ごみを含むマテリアルセンターの設置計画が進められており、こちらへ集約することも検討するとされています。

なお、既にえんがるリサイクルセンターが供用開始されたことに加え、西紋別地区環境衛生施設組合でも紋別リサイクルセンターが令和5年度より着工し、令和8年度の供用開始予定となっているため、現在は集約化については検討を行っていません。

※一部抜粋のため、既に完成しているえんがるリサイクルセンターについては設置計画となっており、名称もマテリアルセンターと記載されています。

7 ごみ処理の問題・課題の抽出

（1）ごみ排出量の削減に向けた取組の推進

表3-7-1にごみ排出量の比較を示します。本町の過去5年間におけるごみ総排出量の推移をみると、ほぼ横ばいとなっています。

本町の人口1人1日当たりごみ排出量を過去5年間について全国平均と比較した場合、全ての年で本町が大幅に上回っており、北海道平均との比較でも同様に上回っています。

依然としてごみ排出量が多い現状にあり、第1次計画の令和3年度目標値1,000g/人・日も達成できなかったため、目標値の達成にむけた更なる削減の取組が必要です。これまでの排出抑制に向けた取組の継続をはじめ、さらに、新たな排出削減の取組を推進していく必要があります。

表3-7-1 1人1日当たりごみ排出量 単位：g/人・日

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	918	901	890	880	－
北海道	960	949	941	937	－
佐呂間町	1,225	1,231	1,195	1,275	1,275
第1次計画	1,047	1,024	1,000	－	－

資料：環境省ホームページ

また、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の排出量について、収集運搬時に混載しており、直接搬入についても区別を行っていないことから、把握をしていますが、国では家庭ごみの削減目標を設定していることや、それぞれに異なる施策が必要になることなどから、事業系一般廃棄物の排出量の把握を検討していく必要があります。

(2) リサイクル率向上のための取組の推進

リサイクル率は、過去5年間を通じて10%前後で推移しており、表3-7-2に示すように北海道、全国と比べてまだまだ低い水準にあります。

また第1次計画の平成22年度では約12%であったことから、この約10年間で2%程度のリサイクル率の低下がみられています。

今後、不燃ごみに混入するリサイクル資源の分別徹底、有害ごみ及び小型家電の拠点回収の推進など、リサイクル率の一層の向上を図るための取組が必要です。

表 3-7-2 リサイクル率の比較

単位：％

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	19.6	20.0	19.9	19.6	－
北海道	20.0	23.4	23.5	22.9	－
佐呂間町	10.7	10.4	10.6	10.4	9.4

資料：環境省ホームページ

(3) 収集・運搬体制の維持及び効率化

本町は広い行政区域内に集落が点在し、また、ごみを遠軽町の処理施設へ運搬していることもあり、収集・運搬にかかる時間や経費等の負担が増える要因となっています。

今後は、収集・運搬を的確に行う体制を確保しつつ、行政サービスの均衡の観点や、人口減少など各地域内の環境変化に対応した、より効率的な運営のありかたも検討していく必要があります。

(4) 中間処理施設及び最終処分場の適正管理と計画的な整備

本町の中間処理施設としては、えんがるクリーンセンター（平成30年稼働）、えんがるリサイクルセンター（令和6年稼働）があります。

両施設ともまだ新しく、今後も長期的に利用できるよう適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の維持整備を図る必要もあります。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日から施行され、現在焼却処理されているプラスチック使用製品について、資源化するための施設整備を進めていく必要があります。

佐呂間町一般廃棄物最終処分場については、令和7年度に埋立終了予定となっており、新しい一般廃棄物最終処分場は、遠軽町、湧別町、佐呂間町の広域的な施設として令和8年度に稼働予定となっていますが、新たな最終処分場の延命化を図るために、ごみの排出量の抑制に取り組んでいく必要があります。

8 基本方針及び減量化目標の設定

(1) 基本方針

環境負荷を低減し、行政、住民、事業者が一体となって持続可能な循環型地域社会の形成を目指す 4R (Refuse: リフューズ、Reduce: リデュース、Reuse: リユース、Recycle: リサイクル) の取組を推進し、住民、事業者に対して意識啓発を行うとともに、更なるごみの減量化・再資源化を図るため次の 4 つの基本方針に沿って目標の設定や計画の具体化を図ります。

① 断る (Refuse: リフューズ)

ごみとなるものを持ち込まず、不要なものは買わないことや断ることでごみを減らす取組です。

例) レジ袋を断る、過剰包装を断る、マイボトルの利用 など

② 減らす (Reduce: リデュース)

長く使えるものを選んで購入することや資源の使用量を減らすことでごみの量を減らし、ごみになるべく出さない生活をする取組です。

例) 料理を作りすぎない、洗剤等は容器入りではなく詰め替えを買う など

③ 繰り返し使う (Reuse: リユース)

繰り返しして使用できるリターナブル容器の利用や機器は修理して長く使うなど、まだ使えるものをごみとせず、再使用していく取組です。

例) フリーマーケットの利用、不用品を人に譲る など

④ 再生利用する (Recycle: リサイクル)

「混ぜればごみ、分ければ資源」をスローガンに、再生資源物回収に取り組むとともに、再生資源を使用した製品を利用するなど資源を再生利用する取組です。

例) リサイクル品の購入、リサイクル資源の適正な分別 など

(2) ごみ量の見通し

① 行政区域内人口の推計

本町の過去の人口推移は、第 2 章の表 2-3-2 人口の推移と将来推計で示したとおり、毎年総人口の 1%台後半から 2%台前半に相当する減少が続き、令和 5 年度では 4,616 人となっています。

本計画における人口推計は、計画目標年次である令和 16 年度までの将来人口を把握する必要があります。

② ごみ排出量の推計

ごみ排出量の数値目標を設定するため、まず現状のままで推移した場合のごみ排出量を推計します。

ごみ排出量は、分別区分毎に1人1日当たり排出量（原単位）を設定し、行政区域内将来人口推計値に乗じて算出します。

ごみ排出量の推計方法

$$\text{ごみ排出量} [\text{t/年}] = (\text{原単位} [\text{g/人} \cdot \text{日}] \times \text{行政区域内人口} [\text{人}] \times 365 \text{ 日}) / 10^6$$

過去5年間の1人1日当たりごみ排出量の実績を表3-8-1に示します。表によると、令和元年度から令和5年度までほぼ横ばいとなっており、大きな変動はなく推移しています。

表3-8-1 区分ごとの1人1日当たりごみ排出量（原単位）の実績

単位：g/人・日

分別区分	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
可燃ごみ	400	428	433	438	439
不燃ごみ	669	650	609	678	690
リサイクル資源	128	125	122	129	115
粗大ごみ	24	25	26	26	27
拠点回収等	3	3	5	4	5
計	1,225	1,231	1,195	1,275	1,275

全体では横ばいとなっていますが、内訳では可燃ごみが緩やかに増加している代わりにリサイクル資源が減少しているといえます。

これは、焼却処理施設の燃焼性能の向上により、リサイクル資源の一部が焼却処理される可燃ごみに含まれたことが原因と考えられます。

また、家庭系ごみと事業系ごみの推計を図る必要がありますが、本章7項「ごみ処理の問題・課題の抽出」(1)「ごみ排出量の削減に向けた取組の推進」にも記載したとおり、現状では家庭系ごみと事業系ごみの排出量について把握ができないため、今後はそれぞれの排出量について把握し見通しを立てていく必要があります。

今後の推計については、この5年間を通して、大きな災害廃棄物の発生はなく、特別なごみの発生の原因や異常値がないことを踏まえ、現状で推移した場合のごみの排出量の算出を行います。

表 3-8-2 ごみ排出量の推計（現状のままで推移した場合）

単位：t/年

年度	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源 物	粗大 ごみ	小計	拠点 回収等	合計	1人1日当り ごみ排出量 (g/人・日)
令和元年度	735	1,229	236	45	2,245	6	2,251	1,225
令和2年度	768	1,167	224	45	2,204	6	2,210	1,231
令和3年度	757	1,063	213	45	2,078	9	2,087	1,195
令和4年度	750	1,160	220	45	2,175	7	2,182	1,275
令和5年度	739	1,162	194	45	2,140	8	2,148	1,275
令和6年度	703	1,084	204	42	2,033	7	2,040	1,240
令和7年度	681	1,051	198	41	1,971	7	1,978	1,240
令和8年度	668	1,030	194	40	1,932	6	1,938	1,239
令和9年度	654	1,008	190	39	1,891	6	1,897	1,240
令和10年度	639	985	185	38	1,847	6	1,853	1,239
令和11年度	623	960	181	37	1,801	6	1,807	1,240
令和12年度	613	945	178	37	1,773	6	1,779	1,241
令和13年度	594	916	172	36	1,718	6	1,724	1,240
令和14年度	581	895	168	35	1,679	6	1,685	1,240
令和15年度	568	875	165	34	1,642	5	1,647	1,239
令和16年度	553	853	160	33	1,599	5	1,604	1,239

※令和5年度までは実績値。

（３）減量化目標の設定

表 3-8-2 ごみ排出量の推計（現状のままで推移した場合）の予測では、計画期間中の将来人口が減少していくため、ごみ排出量の推計も全体的に減少することが明らかになっています。

しかし、循環型社会形成に向けた改善策として、より一層のごみの排出抑制や再生利用の促進を行う必要があり、1人1日当たりごみ排出量は減少傾向にないことから、国や北海道が定める減量化目標等を考慮し、本町が取り組む減量化目標を次により設定します。

① ごみ排出量の数値目標

表 3-7-1 の1人1日当たりごみ排出量で示したとおり、本町の1人1日当たりごみ排出量は、北海道と比較しても本町の排出量が毎年上回る状況にあります。

北海道は、令和2年3月に策定した北海道廃棄物処理計画〔第5次〕において、排出抑制に関する目標として、目標年度の令和6年度の1人1日当たりごみ排出量を900g/人・日と定めています。

本町としては、北海道が定める排出抑制に関する目標排出量に準拠することとしますが、令和5年度の実績値が1,275g/人・日となっており、平成22年度の実績値1,236g/人・日より増加している状況にあります。

本計画期間中の目標は北海道が令和6年度の目標としていた1人1日当たりごみ排

出量 900g/人・日以下とし、現在建設している遠軽地区一般廃棄物最終処分場の建設に伴う基本計画を参考に 820g/人・日とします。現状値 1,275g との差分 455g を、本計画期間中の令和 16 年度までに削減するため毎年約 42g を減ずることとします。

表 3-8-3 本町のごみ排出抑制に関する目標値

単位：g/人・日

年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
1人1日当たりごみ排出量の目標値	1,240	1,198	1,156	1,114	1,072	1,030	988	946	904	862	820

※1人1日当たり排出量とは、拠点回収分を含む総排出量をいう。

② ごみ排出量の目標値による推計

本町の 1 人 1 日当たりごみ排出量の抑制に関する数値目標の原単位に、計画期間における将来人口を乗じてごみ排出量の推計を行った結果を表 3-8-4 に示します。

表 3-8-4 ごみ排出量の目標値による推計

年度	人口 (人)	原単位 (g/人・日)	排出量の目標値 (t/年)
		排出量	排出量
令和元年度	5,036	1,225	2,251
令和2年度	4,917	1,231	2,210
令和3年度	4,786	1,195	2,087
令和4年度	4,688	1,275	2,182
令和5年度	4,616	1,275	2,148
令和6年度	4,508	1,240	2,040
令和7年度	4,369	1,198	1,910
令和8年度	4,285	1,156	1,808
令和9年度	4,192	1,114	1,705
令和10年度	4,097	1,072	1,603
令和11年度	3,994	1,030	1,502
令和12年度	3,929	988	1,417
令和13年度	3,808	946	1,315
令和14年度	3,724	904	1,229
令和15年度	3,641	862	1,146
令和16年度	3,548	820	1,062

※令和5年度までは実績値。

9 ごみの排出抑制のための方策

「循環型地域社会」の形成を目指すため、生産、流通、販売、消費、排出、回収、再使用、再生利用、処理・処分の各段階で、行政、住民及び事業者が相互に連携を図りながら、それぞれの責務と果たすべき役割を担い 4R (Refuse: リフューズ・断る、Reduce: リデュース・減らす、Reuse: リユース・再使用、Recycle: リサイクル・再生利用) 及び適正処理の取組を積極的に進めていくことが重要です。

また、ごみステーションを管理する自治会等とも協力し、分別がなされていないごみ袋は回収しないなど、適正分別を進め、ごみ排出量の大幅な減少を図ります。

(1) 行政の役割

本町におけるごみの減量化及び再生利用を図るため、住民・事業者の自主的な参加と活動を促進するとともに、一般廃棄物の処理責任者として、遠軽地区広域組合と連携し、ごみの分別収集、リサイクル、廃棄物処理施設の整備・運営管理など、地域における環境負荷の低減を図る取組に努めます。

また、排出事業者としての立場から、4Rの取組を積極的に進め、公共事業をはじめ各種活動にともなう廃棄物の排出抑制や、再使用及び再生利用を行いごみの減量化、再資源化の推進を図ります。

- ① 広報誌、ホームページによる各種広報・啓発活動
- ② 児童・生徒の課外学習や社会教育事業などを通じた環境教育活動
- ③ ごみ分別や排出方法のガイドブック、パンフレット等による情報提供
- ④ 環境衛生強化期間における全町一斉清掃活動の推進
- ⑤ 円滑な収集体制維持のため、ごみステーション設置補助制度を継続
- ⑥ 地域における分別の重要性周知のため、住民説明会の開催
- ⑦ 監視パトロールを実施し、不法投棄防止やごみステーションの適正利用を推進
- ⑧ ごみ処理手数料の適正負担について検討、必要な場合は見直し
- ⑨ 自ら排出事業者として環境配慮物品等（環境負荷低減に資する物品、サービス）の調達
- ⑩ 公共工事における建設資材の再資源化及び再生利用の促進

(2) 住民の役割

排出されるごみ量は近年横ばいで推移しています。したがって、これまでの減量化等の取組効果が十分発揮されたとは言えず、ごみの排出抑制を進めるためには、住民自らがより一層ごみの発生・排出抑制に努めることが重要になっています。

普段の生活から出るごみが環境に負荷を与えることを踏まえて、資源循環を家庭から考え行動することが必要であり、本町のごみ排出抑制などの施策や取組に積極的に協力することが求められます。

① リサイクル資源分別のより一層の推進

本町の不燃ごみの中には、分別のわからないごみとして一定量のリサイクル資源（紙類・プラスチック類（容器包装とペットボトル）・缶類）が含まれる状況にあるため、リサイクル資源の分別・再資源化の取組に対する各種啓発活動により住民意識の高揚を図り、分別排出の徹底を目指します。

② 過剰包装の削減・マイバッグの推進

買い物レジ袋の削減は、消費者と小売事業者が一体でごみ減量化に取り組むことで、環境意識向上につながる活動といえます。レジ袋の有料化、マイバッグ推進が進んでいますが、過剰包装の自粛、削減とともに、住民と事業者が連携し一層の推進を図られるよう啓発を行います。

③ ごみの発生・排出抑制

- ・ 必要量の買い物、量り売り、ばら売りなどの利用を心がける。

- ・ 食材は使い切り、食べ残しをしないなど食品ロスの発生を最小限にする。
- ・ 生ごみはコンポスト容器や電動処理機で処理し、肥料として有効利用する。
- ・ マイカップ、マイボトル、マイはしの使用を心がける。
- ・ 耐久性に優れた製品を選択し、ものを大切にして長期間使用を心がける。
- ・ 買い替えよりも修理して使用する。
- ・ 不要な買いだめを抑制し、日頃からごみの排出に関心をもつ。

④ 再使用・再生利用

- ・ 不用品交換、フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。
- ・ 商品購入や買い替えの際、下取り（引取り）サービスを利用する。
- ・ 小売店舗等の使用済み品の店頭回収（トレイ、プリンタインク等）を利用する。
- ・ リターナブル容器の活用や、繰り返し使用できる商品（詰替等）を選択する。
- ・ 再生資源を使ったリサイクル製品（ティッシュ、トイレットペーパー等）を選択する。

⑤ 適正処理

- ・ 分別排出の徹底とごみ出しルールをしっかりと守り、ごみステーション等を適正に使用する。
- ・ お祭りやイベントでもごみ分別ルールを守り、主催者の指示に従って廃棄する。
- ・ 不法投棄、ルール違反の廃棄をしない。

（３）事業者の役割

事業者は、事業所から発生する廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用に努め、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任で適正に処理しなければなりません。

加えて、物の製造・加工・販売等に際し、その製品・容器等が処理困難廃棄物とならないよう評価し、開発を行うこと、製品・容器等が廃棄物となる場合には、適正な処理方法の情報提供等を行うことが求められます。

環境に配慮した循環型社会の形成に貢献するには、使い捨て製品の販売自粛や過剰包装の自粛、長寿命化製品の開発、使用済み製品の引き取り等自主的な取組を推進することにより、その効果が期待されます。

また、町のごみ排出抑制などの施策や取組への積極的な協力が求められます。

① ごみの発生・排出抑制

- ・ 梱包材、包装資材の削減
- ・ 簡易包装の推進
- ・ 再使用・再生利用がしやすい製品や耐久性に優れた製品の販売・製造
- ・ 売れ残り、食べ残しなどの食品ロスを減らす工夫
- ・ 使い捨ての容器や食器等の使用抑制
- ・ 修理などアフターサービスの提供
- ・ レジ袋配布の削減
- ・ 多量のごみ排出事業所は、減量化・再資源化計画の作成と実行

② 再使用・再生利用

- ・ 再生資源活用製品の開発、供給取扱いの拡大
- ・ 店頭回収ボックス等の設置による使用済み製品の回収

- ・ リターナブル容器の活用、詰め替え方式などの選択
 - ・ 梱包材、包装資材の再生事業者への直接引渡し
 - ・ 事務用品等の環境配慮型製品・グリーン購入の選択
- ③ 適正処理
- ・ 減量化、再使用・再生利用後になお残った廃棄物の自らの責任による適正な処理
 - ・ 事業所内における分別ルール of 徹底
 - ・ 不法投棄、ルール違反の廃棄をしない

10 分別収集計画

(1) ごみの分別区分

① 中間処理施設の更新計画に伴う分別区分変更

現在の本町の分別収集区分は、ごみ処理基本計画策定指針のごみの標準的な分別収集区分の類型Ⅱに沿った形態になっています。

令和6年度よりえんがるリサイクルセンターの稼働に伴い一部分別内容を変更し、これに併せて、適正に分別されず排出されたごみは回収を行わないこととし、排出者により適正な分別徹底を促します。これにより大幅なごみの減量化を図ります。

今後は現在焼却処理されているプラスチック製品についても、資源化するための施設整備を進めていく必要があります、分別区分変更に関する住民周知及び収集運搬体制の整備などの準備を進める必要があります。

② 分別区分変更の本計画への反映

分別区分変更に伴う影響が、容器包装廃棄物の排出量全体から見て少量と考えられるため、現時点での計画内容への修正は行わないものとします。

なお、プラスチック製品の処理施設については当面整備予定がありませんが、今後整備稼働する際は、計画の見直しが必要となります。

表 3-10-1 ごみの標準的な分別収集区分

類型		標準的な分別収集区分	
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①－１　アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①－２　ガラスびん	
		①－３　ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①－１　アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①－２　ガラスびん	
		①－３　ペットボトル	
		①－４　プラスチック製容器包装	
		①－５　紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①－１　アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①－２　ガラスびん	
		①－３　ペットボトル	
		①－４　プラスチック製容器包装	
		①－５　紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

Z X

資料：ごみ処理基本計画策定指針

(2) 容器包装廃棄物等

本町では、容器包装リサイクル法に伴うもの及び町独自に取り組む資源物として9種類の細分別を行い収集し、再資源化に努めています。

容器包装リサイクル法に伴うものについては、中間処理施設であるえんがるリサイクルセンターが行う、選別・圧縮・減容処理の内容に応じた分別区分としています。

今後、新たな再生利用ルートの変更等があれば、分別区分を見直しする必要性を検討しなければなりません。当面は現在の分別区分の維持を基本とします。

したがって、再資源化率を引き上げるためには、排出段階での資源物分別の一層の徹底が不可欠であり、住民・事業所と一体となって分別徹底の取組を進める必要があります。

表 3-10-2 容器包装廃棄物等の分別収集計画

資源物	収集方法	保管・選別等	リサイクル先
容器包装廃棄物			
空き缶	町（委託事業者）による計画収集	遠軽地区広域組合リサイクルセンター（～令和５年度） えんがるリサイクルセンター（令和６年度～）	資源化事業者
ペットボトル			日本容器包装リサイクル協会
空きビン			
発泡スチロール			
プラスチック製容器包装			
その他資源物			
紙パック 段ボール類 雑誌・本類 新聞・チラシ	町（委託事業者）による計画収集	リサイクル保管施設	資源化事業者

11 ごみの適正処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集・運搬体制

排出されたごみを迅速・的確に収集・運搬し、生活環境を衛生的に保全するため、収集・運搬体制は基本的に現行を維持していくものとします。

今後の各収集区域内のごみ量の推移を把握しながら、適切かつ効率的な収集体制を確保していきます。

また、分別区分の変更の際には、分別区分毎のごみ量の変化が予想されるため、収集体制についても見直しが必要か検討します。

ごみ排出量の数値目標に基づく収集・運搬量の見通しは、表 3-11-1 の通りです。

表 3-11-1 収集・運搬量の見通し

単位：t/年

項目 \ 年度	令和5年度	令和7年度	令和11年度	令和16年度
計画収集ごみ	989	879	691	489
可燃ごみ	667	593	466	330
不燃ごみ	128	114	89	63
資源物	194	173	136	96
直接搬入ごみ	1,106	983	773	547
粗大ごみ	45	40	31	22
排出量（収集＋直接＋粗大）	2,140	1,903	1,495	1,058

※有害ごみ、小型家電は除く。

② 収集運搬業の許可

事業活動等により生じた一般廃棄物や、多量な発生により町で収集・運搬ができないもの、及びし尿浄化槽汚泥などについて、引き続き廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可業者により行うものとします。

(2) 中間処理計画

排出されたごみは、中間処理施設において極力資源化、減量化、減容化することにより最終処分場への負担を軽減するものとします。

① えんがるクリーンセンター（焼却）

可燃ごみ、可燃粗大ごみは、えんがるクリーンセンターにおいて焼却処理し減量化を行い、焼却残渣を最終処分場に埋立処理します。

② えんがるリサイクルセンター（破碎・選別・圧縮）

不燃ごみ、不燃粗大ごみは、えんがるリサイクルセンターにおいて破碎・選別処理を行い、選別された可燃ごみはえんがるクリーンセンターへ搬出し焼却処理を行い、リサイクル資源はそれぞれリサイクル先へ搬出することで減容化をします。

リサイクル資源のうちペットボトル・プラスチック製容器包装は圧縮梱包を行います。空き缶についてはスチール缶・アルミ缶を別々に圧縮成型します。発泡スチロールは熱で溶かしインゴットを作成します。スプレー缶は安全に穿孔し圧縮処理を行います。空きビンは色別に選別を行います。品目により処理は異なりますが、それぞれ適正な処理を行い、リサイクル先へ搬出します。

ごみ排出量の数値目標に基づく中間処理量の見通しを表 3-11-2 に示します。なお、令和 7 年度以降の数値は、遠軽地区広域組合の計画に基づくものです。

表 3-11-2 中間処理量の見通し

単位：t/年

項目 \ 年度	令和5年度	令和7年度	令和11年度	令和16年度
再資源化量	202	179	141	100
焼却処理量	738	1,404	1,332	1,251
焼却残渣	97	186	177	166

(3) 再生利用計画

分別収集及び中間処理段階で回収されたりサイクル資源については、資源として再生利用を推進します。

① えんがるリサイクルセンター

前項で記載した中間処理を行いリサイクル先へ搬出します。

② その他

紙類（新聞・雑誌類、段ボール、紙パック）については再生事業者へ引渡し、資源物の回収と再生利用の拡大を図ります。

また、特殊ごみ（乾電池、蛍光灯など）は、引き続き拠点回収を実施し再資源化を行います。小型家電については拠点回収を行うとともに、民間事業者と提携して郵送による回収も行います。

ごみ排出量の目標値による再生利用量の見通しは、表 3-11-3 に示すとおりです。

表 3-11-3 再生利用量の見通し

単位：t/年

項目 \ 年度	令和5年度	令和7年度	令和11年度	令和16年度
資源物分別収集・直接搬入分	194	173	136	96
拠点回収後資源化分	8	7	6	4
再生利用量計（再資源化量）	202	179	141	100

(4) 最終処分計画

① 最終処分の方法

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理による減量化・減容化を行い、最終処分量の削減を図った上で、中間処理が困難なごみ及び焼却残渣を埋立処理対象とします。

② 最終処分場の確保

佐呂間町一般廃棄物最終処分場は令和7年度まで引続き利用していきます。令和8年度から新しい処分場である遠軽地区一般廃棄物最終処分場に移転し、遠軽地区広域組合が管理します。

なお、最終処分量については、令和4年度に遠軽地区広域組合にて作成した一般廃棄物最終処分場基本設計に基づき算出することとします。最終処分量の大幅な減量化は、分別収集の徹底化とともに、不適物は収集しないことなどにより進めていきます。

最終処分量の見通しを表 3-11-4 に示します。

表 3-11-4 最終処分量の見通し

単位：t/年

項目 \ 年度	令和5年度	令和7年度	令和11年度	令和16年度
焼却残渣	97	186	177	166
不燃埋立	1,207	198	190	182
計	1,304	384	367	348

(5) 適正処理困難物等

本町で処理できないごみとして、バッテリー、プロパンガスボンベ、二輪車、消火器、タイヤ、農薬、廃油等を指定していますので、各販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導していきます。

また、一般廃棄物と共に混入された適正処理困難物については遠軽地区広域組合にて専門業者への処理依頼や産業廃棄物として処理するなど適正に処理を行っていきます。

感染性医療廃棄物については「特別管理一般廃棄物」に指定されているため、在宅医療廃棄物の中で感染の恐れのあるものも含まれる場合は、医療機関が適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

(6) 災害廃棄物

自然災害などにより発生する災害廃棄物については、佐呂間町地域防災計画（平成 29 年 2 月）の廃棄物処理等計画に基づき、地域住民の協力、北海道及び近隣市町村の応援を得ながら、廃棄物等の収集・処理を実施します。

また、北海道から北海道地域防災計画に基づいて行う指導があった場合は、適切な対応に努めます。

(7) 不法投棄防止対策

佐呂間町一般廃棄物最終処分場への直接搬入が終了したことに伴い、一時的に大量に出た不燃ごみや粗大ごみは遠軽町の処理施設へ搬入することとなっていますが、処分に困ったごみの増加が不法投棄につながる恐れがあります。

本町では、町と各自治会の取組として春の環境週間を設定し、住民による一斉清掃を実施しており、それにあわせて清掃ごみの無償受け入れを行っています。今後も引き続き、道路等の清掃活動を通し不法投棄防止の啓発に取り組めます。

また、不法投棄については、場所が固定化されている傾向があることから、パトロール体制を強化するとともに、看板・のぼり・監視カメラを設置し、山林や空き地等の土地所有者、管理者への働きかけを行い、警察や北海道とも連携して、不法投棄が重大な犯罪であることの周知を通し、不法投棄防止を推進していきます。

第4章 生活排水処理基本計画

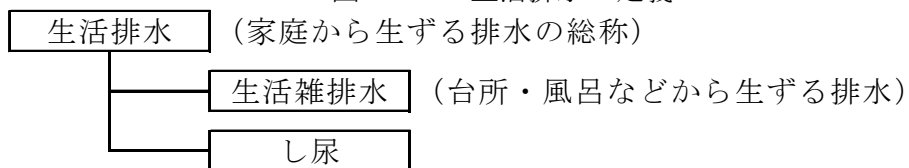
※浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から「単独処理浄化槽」が削除されたため、本計画では「浄化槽」と記している場合は、「合併処理浄化槽」を指しています。

1 生活排水の排出状況の把握

(1) 生活排水処理の体系

生活排水は、家庭から排出される汚水（し尿と生活雑排水）を示しており、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は除かれます。

図 4-1-1 生活排水の定義

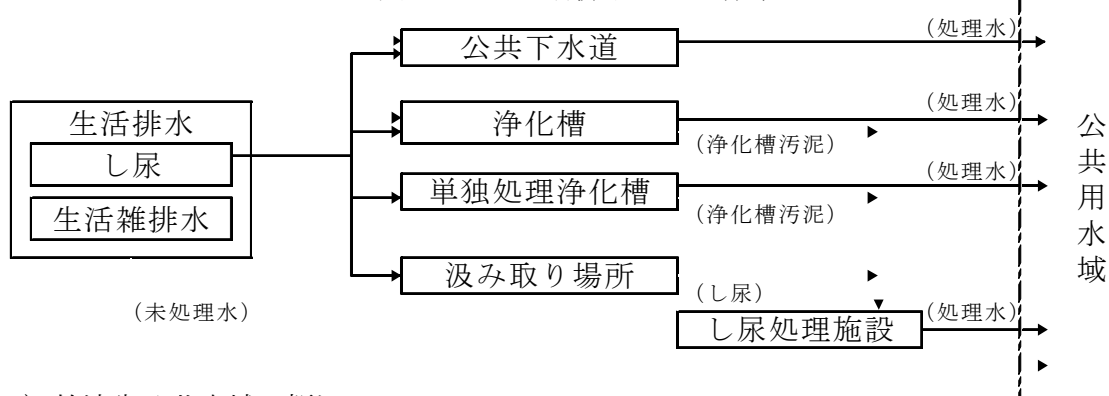


本町的生活排水は、佐呂間町市街地については公共下水道事業、浜佐呂間地区・富士地区・若里地区については漁業集落排水事業により集合処理を行っています。さらに、公共下水道計画区域・漁業集落排水事業区域以外では浄化槽による処理を進めています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理は遠軽地区広域組合（構成町：遠軽町、湧別町、佐呂間町）のし尿処理施設（衛生センター南兵村処理場）で行っています。

行政区域内の生活排水の処理体系を図 4-1-2 に示します。

図 4-1-2 生活排水の処理体系



(2) 放流先公共水域の概況

本町の公共下水道の放流先はほとんどが二級河川佐呂間別川水系です。

流域面積などの概要を表 4-1-1 に、佐呂間別川と各施設の位置を図 4-1-3 に示します。また、表 4-1-2 に佐呂間別川の類型指定と水質環境基準を示します。

表 4-1-1 佐呂間別川の概要

河川名	佐呂間別川
水系名	佐呂間別川水系
法区分	2級河川
流域面積	870.4 km ²
山地面積	601.6 km ²
平地面積	268.8 km ²
流路延長	90.9 km

資料：北海道河川一覧 河川番号編 社団法人北海道土木協会

図 4-1-3 位置図

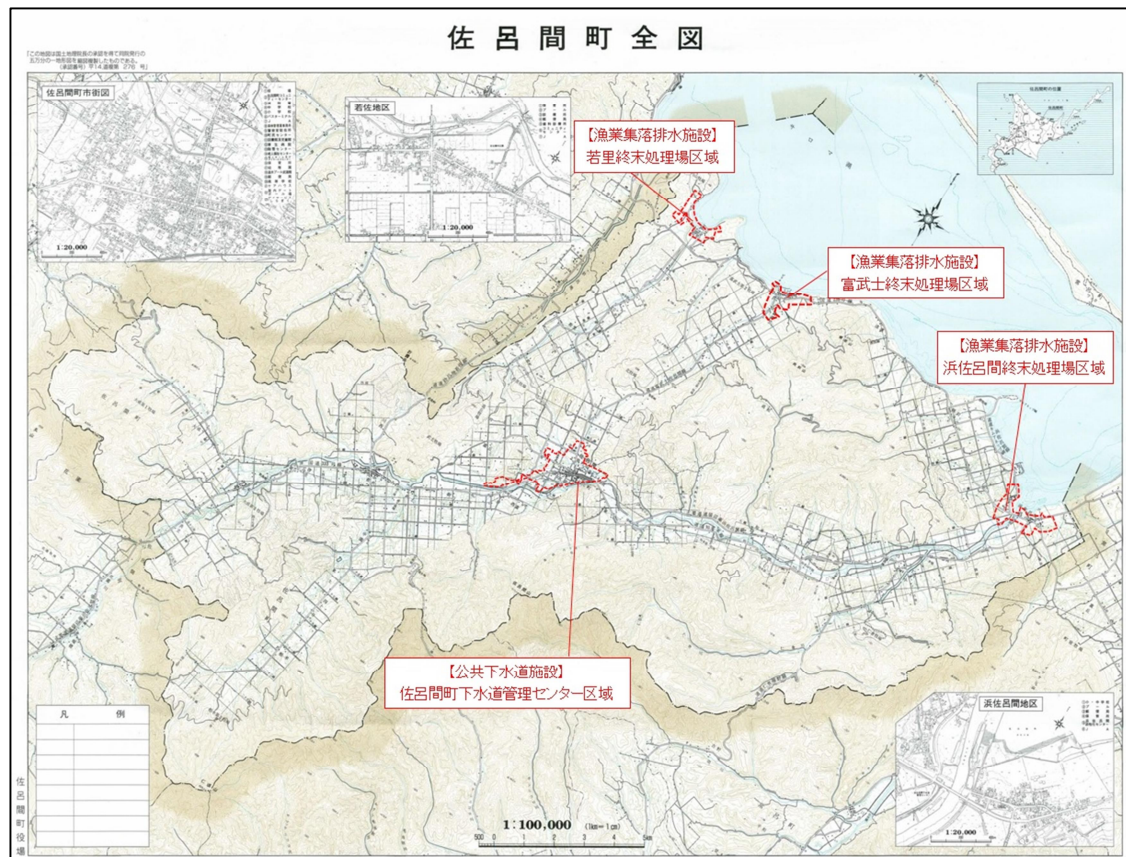


表 4-1-2 佐呂間別川の類型指定と水質環境基準

水 域		当該類型	達成期間	備 考	
佐呂間別川上流 (オンネルベシベ川合流点から上流、 オンネルベシベ川を含む)		AA	イ※	S47.4.1指定 (道告示第1093号)	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5～8.5	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	20CFU/100ml以下
佐呂間別川下流 (オンネルベシベ川合流点から下流)		A	イ※	S47.4.1指定 (道告示第1093号)	
類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	6.5～8.5	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/100ml以下

※達成期間の取り扱い 「イ」：直ちに達成

(3) 浄化槽設置状況の整理

浄化槽の設置状況について、浄化槽設置基数を整理します。

令和5年度までに合併浄化槽 492 基、単独浄化槽 120 基、合計 612 基が設置されています。

表 4-1-3 浄化槽設置基数状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置済みの基数（基）	618	623	620	616	612
合併処理浄化槽（基）	490	495	492	491	492
単独処理浄化槽（基）	128	128	128	125	120
合併処理浄化槽の年間新設基数（基/年）	1	5	2	6	6

表 4-1-4 浄化槽設置基数状況（近年の詳細）

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	基数	人員	基数	人員	基数	人員	基数	人員	基数	人員
5人槽	1	5	3	13	2	10	1	2	4	13
7人槽							2	14		
10人槽			1	10					1	7
14人槽			1	14			1	14		
16人槽									1	16
21人槽							1	21		
35人槽							1	30		
計	1	5	5	37	2	10	6	81	6	36

(4) 公共下水道整備状況の整理

本町の公共下水道は、平成4年度に佐呂間処理区で公共下水道に着手、平成5年度に当初認可を取得し、認可変更を経ながら、鋭意、公共下水道整備を行っています。平成10年には佐呂間町下水道管理センターの供用が開始し、以後、本町における生活排水処理の中心的役割を果たしています。その他、漁業集落排水事業として平成13年度には浜佐呂間終末処理場、平成16年度には富武士終末処理場、若里終末処理場が供用を開始しています。

表 4-1-5～表 4-1-8 に公共下水道事業計画の概要を示します。

表 4-1-5 公共下水道事業計画の概要（佐呂間町下水道管理センター）

区 分	全 体 計 画	事 業 計 画
計画年度	令和12年度	令和7年度
計画区域面積	182.0ha	182.0ha
計画人口	2,240人	2,240人
排除方式	分流式	分流式
計画下水流量（最大）	960m ³ /日	960m ³ /日
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

表 4-1-6 漁業集落排水事業計画の概要（浜佐呂間終末処理場）

区 分	全 体 計 画	事 業 計 画
計画年度	令和12年度	令和7年度
計画区域面積	45ha	45ha
計画人口	300人	320人
排除方式	分流式	分流式
計画下水流量（最大）	146m ³ /日	156m ³ /日
処理方式	間欠曝気式凝集剤添加活性汚泥法	間欠曝気式凝集剤添加活性汚泥法

表 4-1-7 漁業集落排水事業計画の概要（富武士終末処理場）

区 分	全 体 計 画	事 業 計 画
計画年度	令和12年度	令和7年度
計画区域面積	16ha	16ha
計画人口	200人	200人
排除方式	分流式	分流式
計画下水流量（最大）	97m ³ /日	97m ³ /日
処理方式	間欠曝気式凝集剤添加活性汚泥法	間欠曝気式凝集剤添加活性汚泥法

表 4-1-8 漁業集落排水事業計画の概要（若里終末処理場）

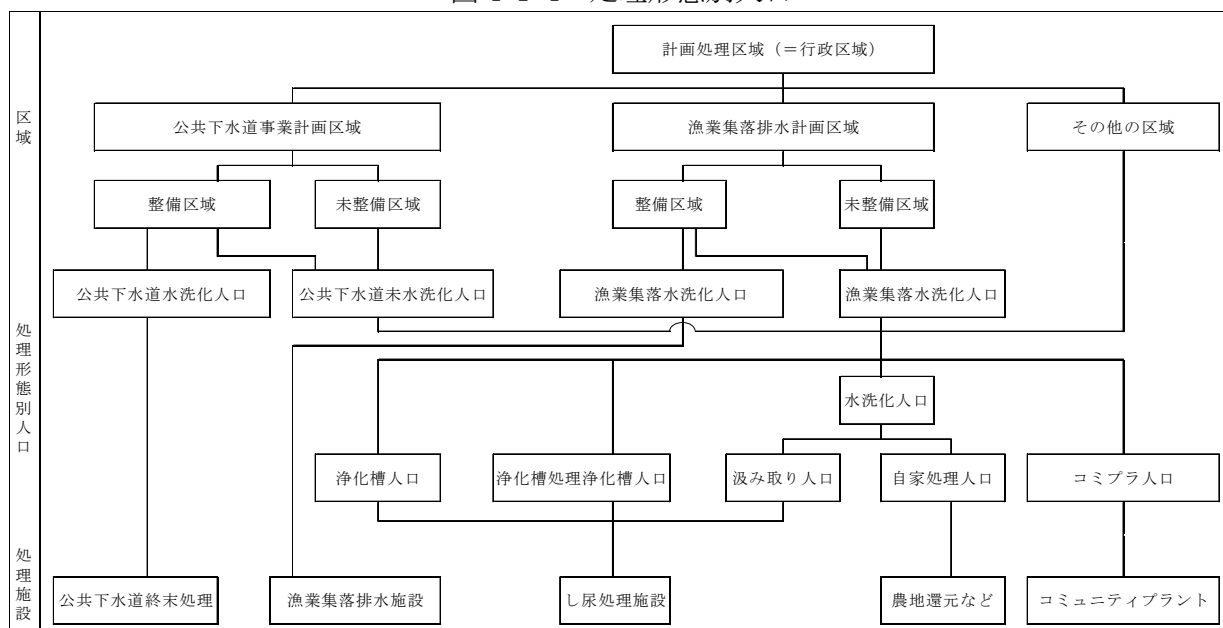
区 分	全 体 計 画	事 業 計 画
計画年度	令和12年度	令和7年度
計画区域面積	12ha	12ha
計画人口	140人	140人
排除方式	分流式	分流式
計画下水流量（最大）	68m ³ /日	68m ³ /日
処理方式	間欠曝気式凝集剤添加活性汚泥法	間欠曝気式凝集剤添加活性汚泥法

(5) 処理形態別人口の実績整理

生活排水の排出状況は、図 4-1-4 で示す処理形態別人口で整理されます。

処理形態別人口とは、計画処理区域内人口に対して公共下水道や漁業集落排水、浄化槽などの処理施設別の処理人口（水洗化人口）で整理したものです。処理形態別人口のうち、公共下水道や漁業集落排水、浄化槽など水洗化され、かつ生活雑排水を処理している人口の計画処理区域内人口に対する割合が生活排水処理率として定義され、生活排水処理の指標として用いられます。

図 4-1-4 処理形態別人口



本町の生活排水の処理形態別人口の推移を表 4-1-9 に示します。

本町の生活排水は、主に公共下水道事業、漁業集落排水事業、浄化槽によって処理しています。これらの事業による水洗化人口は、行政区域内人口に対して 79.8%となっています（数値は令和 6 年 3 月 31 日現在）。

表 4-1-9 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 計画処理区域内人口	5,036	4,917	4,786	4,689	4,616
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,889	3,838	3,820	3,725	3,685
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2) 浄化槽	1,329	1,246	1,199	1,166	1,205
(3) 公共下水道	2,028	2,047	2,075	2,063	1,985
(4) 漁業集落排水事業	532	545	546	496	495
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	270	264	254	251	240
4. 非水洗化人口	877	815	712	713	691
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
(生活排水処理率)	77.2%	78.1%	79.8%	79.4%	79.8%

表 4-1-10 は、令和元年度以降の公共下水道事業による水洗化人口等の推移を示しています。

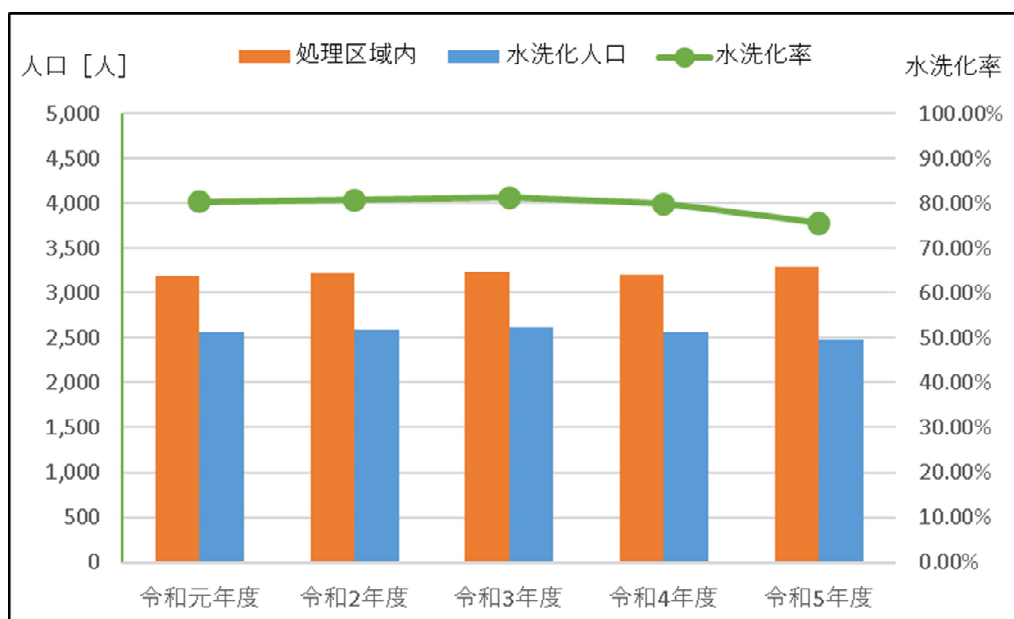
公共下水道処理区域内人口は、公共下水道が利用できる区域における現況人口であり、この内、実際に公共下水道を利用している人口を水洗化人口といいます。また、公共下水道処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を水洗化率といいます。

行政人口は毎年減少していますが、公共下水道処理区域内人口は維持できているため普及率は増加しています。図 4-1-5 に示すように、水洗化率については、令和 3 年度まで毎年増加していましたが、水洗化人口の人口減少が多くあった令和 5 年度に大きく低下しています。

表 4-1-10 公共下水道事業による水洗化人口の実績 (単位：人)

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口 (B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
令和元年度	5,036	3,187	63.28%	2,560	80.33%
令和2年度	4,917	3,213	65.34%	2,592	80.67%
令和3年度	4,786	3,226	67.40%	2,621	81.25%
令和4年度	4,689	3,205	68.35%	2,559	79.84%
令和5年度	4,616	3,284	71.14%	2,480	75.52%

図 4-1-5 公共下水道事業による水洗化人口等の推移



(6) 生活排水処理に関する評価と課題

令和 3 年度の生活排水処理率は 70.2%と前計画の見通しで想定していましたが、実績は 79.8%と想定を超える結果となりました。

しかし、未だ多くの住民が単独処理浄化槽を使用しているため、引き続き下水道処理区域内であれば下水道への接続、区域外であれば合併処理浄化槽への転換を図るよう、単独処理浄化槽廃止に向けた啓発を行います。

2 基本方針の設定

(1) 基本方針の設定

本計画は、第2章6 将来計画に記載しているとおり、第5次佐呂間町総合計画に即して基本方針を設定します。

今後も安全に暮らせるまちづくり、快適に暮らせるまちづくりを進めるため、生活排水の適正処理を図っていきます。このため生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を行うとともに、生活排水の処理施設の整備に努めていきます。

生活排水の処理施設整備の基本方針については、次のとおりとします。

- ① 公共下水道事業計画に従い、適正に生活排水を処理します。
- ② 公共下水道を使用できる区域については、公共下水道への接続を促し、生活排水の適正処理を進めます。
- ③ 公共下水道事業の計画区域外では、浄化槽設置推進事業によって普及を進めます。
- ④ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ浄化槽設置の拡大を図ります。

(2) 計画の対象区域の設定

本計画の計画処理区域は、佐呂間町全域とします。

表 4-2-1 計画処理区域

区 分	面 積
行政区域面積	404.94 km ²
計画処理区域	404.94 km ²
計画外区域	0 km ²

(3) 生活排水の処理主体

本町の新しい尿受入施設稼働前と稼働後における生活排水の処理主体は、表 4-2-2、表 4-2-3 のとおりです。

表 4-2-2 新しい尿受入施設稼働前の生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	佐呂間町
(2) 漁業集落排水	し尿及び生活雑排水	佐呂間町
(3) 浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) 汚泥処理施設	下水道汚泥	佐呂間町
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	遠軽地区広域組合

表 4-2-3 新しい尿受入施設稼働後の生活排水の処理主体

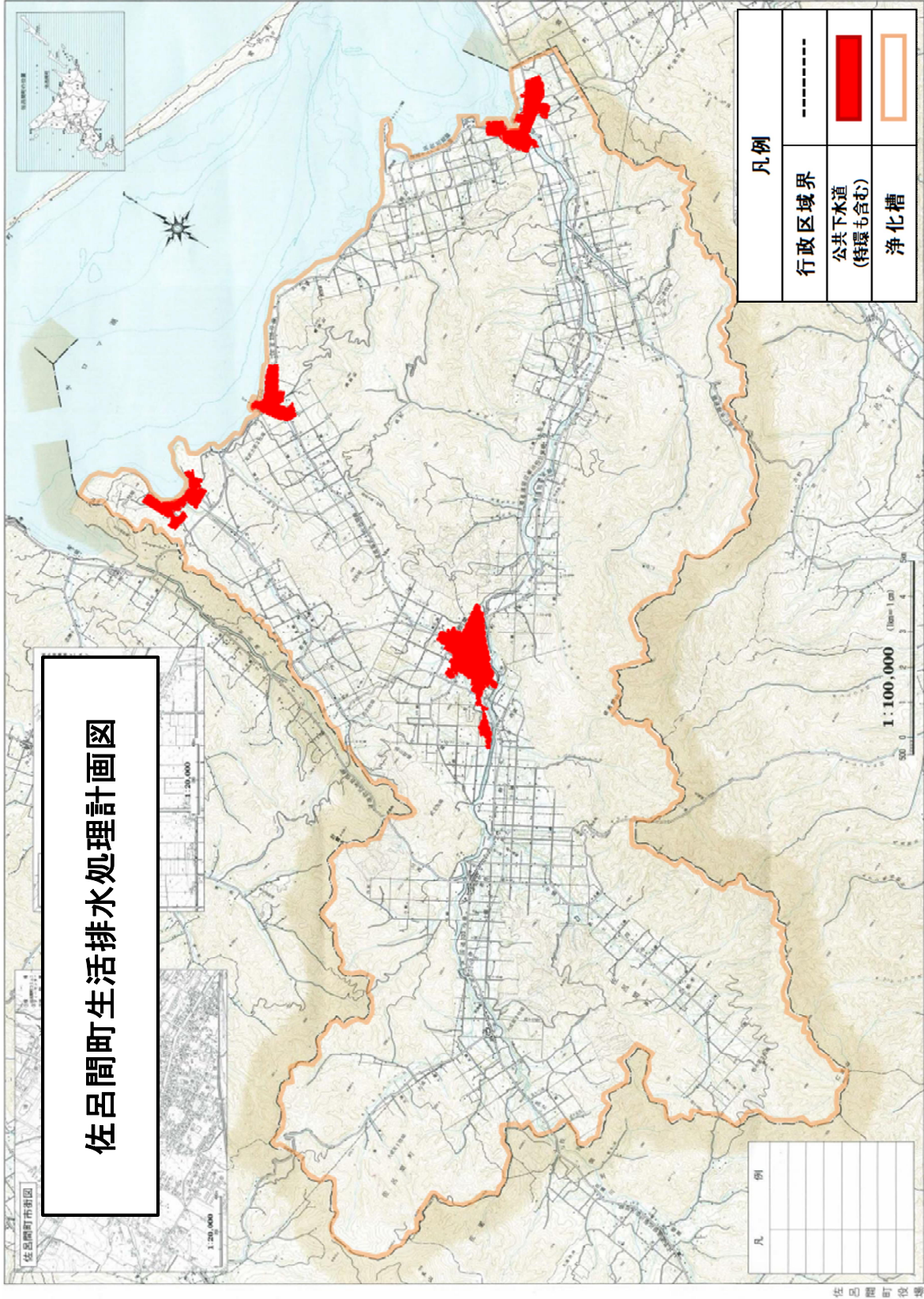
処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	佐呂間町
(2) 漁業集落排水	し尿及び生活雑排水	佐呂間町
(3) 浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(4) 汚泥処理施設	下水道汚泥	佐呂間町
(5) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	遠軽町

3 生活排水の処理計画

(1) 集合処理する区域及び個別処理する区域

集合処理する区域と個別処理する区域について、図 4-3-1 のとおりです。

図 4-3-1 処理区域図



(2) 事業手法の検討

個別処理する区域における合併処理浄化槽の事業手法を設定します。

本町では、これまで佐呂間町市街地における公共下水道事業、浜佐呂間地区、富武士地区、若里地区における漁業集落排水事業を実施しています。公共下水道の整備区域外については浄化槽設置推進事業により浄化槽の整備を進めていきます。

なお、浄化槽の放流先については、道路側溝や雨水管などが基本となります。設置場所の敷地と放流先の位置関係によって接続が困難な場合は、地下浸透での処理となります（ただし、地下浸透能力のある土地に限る）。

(3) 生活排水の処理計画

生活排水処理に係る理念、目標を達成するため、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に合わせた処理方式を採用するものとなりました。

表 4-3-1 生活排水処理の人口目標

区 分	現在 令和5年度	目標年次 令和16年度
1. 行政区域内人口	4,616	3,548
2. 計画処理区域内人口	4,616	3,548
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,685	3,276
4. 生活排水処理率	79.8%	92.3%

表 4-3-2 処理形態別人口目標

区 分	現在 令和5年度	目標年次 令和16年度
1. 計画処理区域内人口	4,616	3,548
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,685	3,276
(1) コミュニティプラント	0	0
(2) 浄化槽	1,205	1,370
(3) 公共下水道	1,985	1,526
(4) 漁業集落排水事業	495	380
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	240	141
4. 非水洗化人口	691	131
5. 計画処理区域外人口	0	0
(生活排水処理率)	79.8%	92.3%

① 処理区域

本町が浄化槽、公共下水道を検討していく地域については、地区の特性、周囲の環境、水源地の保全、地区の要望等から各集落のコミュニティを最小単位としてユニット及び区域を定め、処理方法は地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方法を定めることとし、既に整備を行っている公共下水道事業については、公共下水道全体計画に従い公共下水道計画区域を定めるとともに、下水道法に基づく事業計画区域について公共下水道整備を進めていきます。

公共下水道区域の整備区域以外の区域では、浄化槽で生活排水を処理することとし、「浄化槽設置推進事業」により浄化槽の整備を図ります。

② 計画処理区域内人口

将来人口の推計については、令和5年度までを実績値、令和6年度以降を表2-3-2人口の推移と将来推計の推計値とします。

なお、本計画の目標年次である令和16年度では3,548人としました。

③ 整備計画

・ 集合処理する区域

公共下水道は、公共下水道事業計画に基づき整備を行い、公共下水道処理区域内人口及び公共水洗化人口（水洗化人口）は、行政区域内人口の減少率を乗じて算出します。

以上から、公共下水道による水洗化人口の見通しを表4-3-3に示します。

表 4-3-3 公共下水道による水洗化人口の見通し（単位：人）

年度	行政人口 (A)	処理区域内 人口 (B)	普及率 (B/A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C/B)
令和元年度	5,036	3,187	63.28%	2,560	80.33%
令和2年度	4,917	3,213	65.34%	2,592	80.67%
令和3年度	4,786	3,226	67.40%	2,621	81.25%
令和4年度	4,689	3,205	68.35%	2,559	79.84%
令和5年度	4,616	3,284	71.14%	2,480	75.52%
令和6年度	4,508	3,207	71.14%	2,422	75.52%
令和7年度	4,369	3,108	71.14%	2,347	75.52%
令和8年度	4,285	3,049	71.14%	2,302	75.52%
令和9年度	4,192	2,982	71.14%	2,252	75.52%
令和10年度	4,097	2,915	71.14%	2,201	75.52%
令和11年度	3,994	2,841	71.14%	2,146	75.52%
令和12年度	3,929	2,795	71.14%	2,111	75.52%
令和13年度	3,808	2,709	71.14%	2,046	75.52%
令和14年度	3,724	2,649	71.14%	2,001	75.52%
令和15年度	3,641	2,590	71.14%	1,956	75.52%
令和16年度	3,548	2,524	71.14%	1,906	75.52%

- ・ 個別処理する区域

個別処理する区域は「浄化槽設置推進事業」により浄化槽の整備を行い、設置基数を年間5基として、目標年次までの10年間で50基と定めます。

目標設置基数：10年間で50基

1基当たりの使用人数：3人/基

目標：処理人口：3人/基×50基 = 150人

単独処理浄化槽は、集合処理区域については公共下水道への接続を、個別処理区域については浄化槽への転換を図るよう、廃止に向けた啓発を行います。

将来見通しについては、公共下水道や合併浄化槽への転換を見込み、目標の廃止基数を毎年3基と設定します。処理人口の将来見通しとしては、1基当たり3人が使用すると減少させます。

単年度： -3基/年×3人/基 = -9人/年

10年間： -9人/年×10年間 = -90人

表 4-3-4 処理形態別人口の見通し

(単位：人)

区 分	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
1. 計画処理区域内人口	4,508	4,369	4,285	4,192	4,097	3,994	3,929	3,808	3,724	3,641	3,548
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,642	3,595	3,553	3,518	3,481	3,441	3,406	3,371	3,340	3,311	3,276
(1) コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 浄化槽	1,220	1,235	1,250	1,265	1,280	1,295	1,310	1,325	1,340	1,355	1,370
(3) 公共下水道	1,939	1,889	1,843	1,803	1,762	1,718	1,678	1,638	1,601	1,566	1,526
(4) 漁業集落排水事業	483	471	460	450	439	428	418	408	399	390	380
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽人口)	231	222	213	204	195	186	177	168	159	150	141
4. 非水洗化人口	635	552	519	470	421	367	346	269	225	180	131
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(生活排水処理率)	80.79%	82.28%	82.92%	83.92%	84.96%	86.15%	86.69%	88.52%	89.69%	90.94%	92.33%

4 し尿・汚泥の処理計画

(1) し尿・汚泥の処理の概要

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、遠軽町、湧別町、佐呂間町で構成する、遠軽地区広域組合の「衛生センター南兵村処理場」において処理されています。

この施設は、昭和49年に竣工した嫌気性消化処理及び活性汚泥法処理による65kL/日の施設です。

現在、衛生センター南兵村処理場の老朽化が進んでいるため、今後は「遠軽下水処理センター」にし尿受入施設を増設し、し尿処理を行う予定となっています。

表 4-4-1 し尿処理施設の概要

施設名称	衛生センター南兵村処理場
所管 構成市町村 所在地	遠軽地区広域組合 遠軽町、湧別町、佐呂間町 紋別郡湧別町南兵村1区543番地2
竣工 施設能力 対象物 処理方式	昭和49年度（浄化槽汚泥処理設備は平成8年度） 65 kL/日（し尿55 kL/日、浄化槽汚泥10kL/日） し尿及び浄化槽汚泥 主処理：嫌気性消化処理+活性汚泥法処理 高度処理：凝集沈殿処理+砂ろ過処理 汚泥処理：脱水

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を表4-4-2に示します。

し尿は、減少の傾向にあり、過去5年間で約16%の減少となっています。

また、浄化槽汚泥の排出量については、年度によって変動がありますが、ほぼ横ばいの傾向にあります。

表 4-4-2 し尿・浄化槽汚泥の排出実績

区分	単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
し尿量	kL/年	671	601	568	676	563
浄化槽汚泥量	kL/年	669	727	683	719	608
その他（生活雑排水）	kL/年	22	35	31	32	29
合計	kL/年	1,362	1,363	1,282	1,427	1,200
1日当たり処理量	kL/日	3.7	3.7	3.5	3.9	3.3
1人1日平均し尿等排出量	L/人・日	4.25	4.58	4.93	5.48	4.76

(3) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬、処理、最終処分は、遠軽下水処理センターにし尿受入施設が増設されるまでは遠軽地区広域組合が主体となり現在の形態で実施し、増設後は遠軽町が主体となり実施する予定です。

し尿及び浄化槽汚泥（単独浄化槽含む）の排出量は、表 4-3-4 で示した処理形態別人口の見通しに基づき推計します。

し尿については、非水洗化人口にし尿の 1 人 1 日当たり平均排出量（原単位）を乗じて算出します。1 人 1 日当たり平均排出量については、過去 5 年間の平均値 4.80L/人・日を将来値とします。

$$\text{し尿量 [kL/年]} = \text{非水洗化人口 [人]} \times 4.80 \text{ [L/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3}$$

浄化槽汚泥については、令和 5 年度の排出量実績をベースとして、処理形態別人口の増減数に浄化槽汚泥の過去 5 年の 1 人 1 日当たり平均排出量を用いて、今後の増減量から推計するものとします。

$$\begin{aligned} \text{浄化槽汚泥増減量 [kL/年]} = \\ \text{浄化槽人口の増減数 [人]} \times 2.5 \text{ [L/人・日]} \times 365 \text{ [日]} \times 10^{-3} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{浄化槽汚泥量 [kL/年]} = \\ \text{前年度の浄化槽汚泥量 [kL/年]} + \text{浄化槽汚泥増減量 [kL/年]} \end{aligned}$$

$$\text{その他（残渣搬出量）} = \text{過去 5 年間の平均値で推移するものとする}$$

以上から、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見通しを表 4-4-3 に示しますが、し尿は減少する一方、浄化槽汚泥量は増加し、トータルでは毎年減少する結果となっています。

表 4-4-3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の見通し

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
し尿量	kL/年	1,113	968	910	824	738	643	606	472	394	316	230
浄化槽汚泥量	kL/年	614	620	626	632	638	644	650	656	662	668	674
その他（生活雑排水）	kL/年	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
合計	kL/年	1,757	1,618	1,566	1,486	1,406	1,317	1,286	1,158	1,086	1,014	934
1日当たり処理量	kL/日	4.8	4.4	4.3	4.1	3.9	3.6	3.5	3.2	3.0	2.8	2.6

5 啓蒙活動

生活排水対策の必要性、浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。